国民国家の変容とエスニック・ナショナリズム問題に関する一考察

――ベルギーのあゆみを事例として――

上野智史

目次

はじめに
一　ベルギーにおける国民国家の成立と変容
　1　国民国家・ベルギーの成立
　2　ベルギーにおけるエスニック・ナショナリズム――フラマンを中心に
　3　ベルギーの連邦化
二　ベルギーにおけるネイションとエスニック集団の関係、アイデンティティの問題
　1　A・スミスの議論
　2　言語社会学的分析
　3　A・ヘイスティングズの議論
　4　現在ベルギーにおけるアイデンティティ
三　国民国家は揺らいでいるか
　1　グローバル化と国民国家、超国家的政治単位の関係
　2　「補完性原理」と連邦制
おわりに

はじめに

一六四八年のウェストファリア条約によって近代主権国家とそれに基づく国際関係（ウェストファリア・システム）が成立した。さらに産業革命、市民革命（特に一七八九年のフランス革命）の後には、成員が「国民」としての一体感によって統合され、政治的単位と言語・文化的単位の一致を志向する「国民国家」と呼ばれるものが出現した。二〇世紀に入ると「一民族・一国家」の「民族自決」の原則の下、国民国家は欧州以外の地域でも急増し、世界中に広まった。このように国民国家の時代は近代の二世紀にわたって続いてきたのであり、二〇世紀はまさに国民国家の世紀であったという事が出来よう。

しかし近年、国民国家の枠組みを外側と内側の両方から揺るがすような動きが顕著になっている、という議論が聞かれる。そうした動きを示すものとして、EU統合のような国民国家を越えた広域的秩序形成の動き、多くの国で見られるエスニック・ナショナリズムや地域主義の台頭が挙げられる。外側からの動きでは、冷戦終結あたりから加速度的に勢いを増してきた、グローバル化やボーダレス化の傾向も考えられよう。このグローバル化の進展はモノ・ヒト・カネ・企業・情報などが簡単に国境を越える情況をつくり出した。このため、国境によって区分された領土を前提とする近代国家の主権が脅かされ、国民国家の存立が危うくなっていると言われている。E・ゲルナーやE・アラートらは、国民国家は工業社会に適合した国家形態であり、ポスト工業社会と呼ばれる段階に入れば国民国家は存立の根拠を失う、としている。そして、国民国家や（国民国家への忠誠心としての）ナショナリズムの正当性の低下は、国民国家を越えた超国家的な政治単位の樹立を必要にする一方で、他方では国民国家よりも小さい単位であるエ

スニック集団のナショナリズムを台頭させる、と考えられる。国民国家は神なき時代、近代における「宗教の代用物」でもあり、人々にとって主なアイデンティティの拠り所、帰属の対象でもあった。グローバル化によって国民国家の正当性が低下するとすれば、人々はアイデンティティの拠り所を国民国家にではなくエスニック集団などに求めるようになり、エスニック・ナショナリズムの台頭を招くことになるだろう。[1]

以上のような議論は次の三つのテーゼに集約することが出来るだろう。

一、国民国家はグローバル化によって衰退しつつある。ＥＵ統合のような動きもこうした動向と関係がある。

二、このため、国民国家はアイデンティティの拠り所としても弱体化しつつある。

三、近年顕著になっているエスニック・ナショナリズムもこのような動きによって誘発されたものである。

もちろん、こうした議論に対しては疑問も提出されることだろう。例えば、果たして国民国家（アイデンティティの拠り所としても）は衰退しつつあるのか、エスニック・ナショナリズムはそのような動きによって発生するものなのか、また国民国家とＥＵのような超国家的政治単位との関係はどのようなものになるのか、といった疑問である。

本稿はこうした問題についてベルギーの政治史と現在の欧州（ＥＵ圏）を見ながら検証し、上に挙げた三つの疑問に対する解答を試み、国民国家の現状に関する一つの見方を示そうとするものである。ベルギーを特に取り上げる理由は以下のようなものである。

ベルギーでは、以前から続いてきたオランダ語系フラマンとフランス語系ワロンという二つの言語集団間の対立が先鋭化し、その解決策として連邦化を迫られ、一九九三年に連邦制に移行した。連邦化は言語集団間対立を解決するためのものであったが、こうしたベルギーの一連の動きを、エスニック・ナショナリズム台頭の動きの一つとして見

る見方も存在する。また連邦化後のベルギーでは言語集団・地域が自立化し、国民国家としての形態は大きく変容していると言える。さらにベルギーは超国家的政治単位であるEU圏内に位置し、EU圏内において国際化が非常に進んだ国でもある。こうした点から、ベルギーを見ていくことで、エスニック・ナショナリズム問題や国民国家と（グローバル化と関係があるとされる）超国家的政治単位との関係、そこからさらにグローバル化と国民国家の関係をも考える事が出来るだろう。

本稿ではまず、事例としてのベルギーを政治史的に概観していくことから始める。ベルギーが建国によって国民国家として成立したという議論から始まり、ベルギー国民国家が変容する要因となった、ベルギーにおけるエスニック・ナショナリズム（主にフラマン）について分析する。一九七〇年から一九九三年までの連邦化のプロセスとその結果（つまりベルギー国民国家がどのように変容したか）についても簡単に触れることにする。次に、ベルギーにおいてエスニック・ナショナリズムが発生・激化した要因について分析した後、現在のベルギーにおけるアイデンティティの問題を扱う。テーゼ二とテーゼ三への疑問に対する解答はこの中で出すことにしたい。最後にテーゼ一に対する疑問への解答として、グローバル化における国民国家をどのように見るかについて、ベルギーとEUを事例としながらその見方を示し、またエスニック・ナショナリズム問題に関して、現在のベルギーが示唆するものはあるか、またそれは何であるかについても考えることとする。

一　ベルギーにおける国民国家の成立と変容

1　国民国家・ベルギーの成立

ベルギーは一八三〇年九月、市民革命としての独立革命によりオランダから独立した。この独立革命は、オランダ王ウィレム一世の政策によるベルギー地域での失業の増加や、多額の課税に不満を持った労働者の暴動を発端とするが、これを市民革命にまで発展させ、独立を成功させたのはブルジョワジーの革命参加だった。既に自由主義者は言論・教育の自由などを要求して反ウィレムの運動を行っていた。この自由主義者は、一七八九年にハプスブルク家のヨーゼフ二世の啓蒙専制政治や「ハプスブルク帝国民」への統合の強制に対して、ブラバント革命（これは失敗に終わった）を起こしたJ・F・フォンク率いる急進改革派の流れを組む勢力である。さらに自由主義者が独立後に共同で政権を握る協約の下に、カトリック派と「統一同盟」を結成した（これを「ユニオニズム＝Unionism」と言う）ことによって、ブルジョワジーが革命に参加する余地が生まれた。ブルジョワジーによって結成され、武装した労働者も加わった市民軍が、国王軍を四日間の激戦の後に破り、九月には臨時政府を樹立、独立を宣言して憲法制定議会を招集しブルジョワ民主主義的憲法を制定した。国王としてレオポルト一世が即位し、こうして立憲君主制のベルギー王国が建国されたのである。(2)

独立革命において共闘関係を結んだカトリックと自由主義者は、本来は対立する勢力だった。しかしウィレム一世が、ドイツ・ルター派やプロイセン官憲国家の思想の影響と、虜になっていた（反狂信主義としての）自由主義思想（フランス革命が近代社会を創り出したという考え方）の影響から、国王による教会支配、国王主導の教会改革を主張し、これがカトリックを反ウィレムに走らせることとなった。カトリックは信仰や出版の自由を主張し、ウィレム一世による市民権の侵害にも抗議したのである。そしてユニオニズムにおいて主張されたのは、独裁の終焉、出版や教育（特に神学校）の自由、政府の議会に対する責任などであった。(3)

ベルギー地域における、反ウィレム・反専制政治の運動に対して、ウィレム一世は逮捕・投獄による弾圧を加えたが、これがベルギー地域住民の憎悪を煽り、オランダ人とベルギー人の民族対立とも言えるような情況を生みだした。「ベルギー人」という意識はこうした情況下で醸成されていったと考えられる。そして、フランス革命において、革命勢力が特権階級の巻き返しに対し「自由・平等・友愛」のスローガンの下、祖国防衛戦争を戦うことで「フランス国民」としての意識を持ったように、「ベルギー国民」という意識や国民的感情、いわばナショナル・アイデンティティは独立革命によって確立されたと言えるだろう。建国後のベルギーは、このようなナショナリティによって国民が統合された国家に、また高度に中央集権化された国家になった。そして「ベルギー国民」という統合ナショナリティは建国後も長く続くものとなった。[4] 国民国家・ベルギーはここに成立をみたのである。

しかし、ベルギー地域はオランダ語系フラマンとフランス語系ワロンという二つの言語集団（と同時に言語地域でもある）によって南北に分裂した地域だった。独立後はフランス語が唯一の公用語とされたものの（後述）、民衆レヴェルではベルギー国内に二つの言語が存在するような情況であったと言える。いわば、独立後のベルギーでは、言語による統一が不十分であったとも言いうるし、後述するように唯一の公用語となったフランス語の地位が特権的とも言えるものであったため、オランダ語系のフラマン側にとっては独立後ベルギーは抑圧的であったとも言える。

国民とは、自由にコミュニケーションを行い、共通の言語・文化を持つ人々の大きな集団であり、また国民国家はその原理上、（程度の差こそあれ）文化や言語、場合によっては宗教の同一性さえも権威主義的に達成しようとする。また国民への同化は、国民の言語や文化による教育とそれ以外の言語や文化の抑圧を意味する（J・カプリンスキ）。[5] この議論にしたがえば、ベルギーにおいて国民というものは存在しない、またベルギーは国民国家と言えるのかどう

かも疑問視される、ということになるのだろうか。後述するように、フラマンとワロンではそれぞれ異なっていたとしても、国民の言語による教育は行われていた。したがって独立後のベルギーでは、フラマンとワロンそれぞれで共通の言語や文化が存在していたと考えられる。ベルギーには二つの国民が存在するという思想も後に出てくる（後述）。またブルジョワジーによってフランス語が唯一の公用語とされたことに、（公的場面における）言語や文化の権威主義的な同一化の要素を見ることも出来よう。以上の議論からすれば、ベルギーは国民国家であったと言うことが出来るだろうが、さらに議論を深めるため、「国民」や「国民国家」といった概念についてもう少し整理しながら、ベルギーについて見ていくことにする。

E・ゲルナーによれば、歴史上、ナショナリティというものが重要になってくるのは一八世紀から一九世紀の間である。この時期はちょうど、産業革命を経て農耕社会から産業社会に移行していく時期に当たるが、この産業社会においては、労働は肉体のみによって行われるものではなく、言語を媒介するもの、つまり他者とのコミュニケーションの交換や、複雑なメカニズム（操作法を修得するにはマニュアルを読むことが必要）を使用するものになる。このため、ある社会全体において、同一的なコミュニケーションや標準的慣用語（その社会の成員全員が理解可能）が必要になり、またこれらを修得することが労働のための基礎的な訓練となる。同一的コミュニケーションを可能にし、また標準的慣用語が社会全体で理解されるために、（ある社会における）普遍的なハイカルチャーが存在するようになり、これは教育によって伝達される。このハイカルチャーはその社会における政治、経済、それに官僚制の慣用法でもあり、またハイカルチャーを伝えるための教育は、国家のみが維持可能な学校制度によって提供される。[6] 言い換えれば、産業社会では、人は、文化（同一的なコミュニケーションの手段を修得させる）の面では官僚制によって操

作される政治的共同体に住むことによってのみ、市民権が得られ、（雇用能力、尊厳、安寧、自尊心などで）満足した条件下に置かれる。そのことによって人はナショナリストになる（つまりはナショナリティを持つようになる）のだとされる。[7] この議論からするとナショナリティは、特定の政治的共同体内において、官僚制によって操作され且つ教育によって伝達されるハイカルチャーなしには発生しえない、ということになる。後述するように高等教育で使用されたのがフランス語のみであったとしても、フラマンは初等教育からも締め出されたわけではない。つまり、産業社会における労働の基礎訓練としての教育は、言語的にはフラマンとワロンでそれぞれのものが存在していたと言える。とすれば、いったいベルギー人はフラマンやワロンとベルギーのどちらにナショナリティを持つようになるのか、という疑問も出てこよう。しかし前述したように、ベルギーには国民を統合するナショナリティが存在していたという点を考えれば、このような疑問を呈することに妥当性があるだろうか。

A・ケミレイネンによれば、[8]「国民」の意味を持つ「ネイション（Nation）」という単語は、一八世紀末には次の四つの意味で理解された。

(1) 共通の言語を話し、共通の起源を持つ人々。国家（言語は統一され、国民意識が存在）を形成して政治的統一を果たしている場合と、いくつかの国家に分散していたり、他の国家のマイノリティになっているなど、政治的統一を果たしていない場合とがある。

(2) 特定の領域内で同じ統治の下、共通の言語や宗教を有する人々。同一性は時代を経るごとに強まってきた。近代国家（同質的で、且つ国民の間の、また国家に対する連帯感が存在）に関係がある。

(3) 国家の成員、または国家。(2)を基礎にしている。「国家」と「国民」は、「イギリス国民」「フランス国民」と

いった形で、同一性があると看做されるようになった。

(4)　自国内で民主的な政治的権利と人民主権を主張する人々。フランス革命を契機とする。

これら四つの分類のうち、(1)と(2)はF・マイネッケの言う「文化国民（Kulturnation）」と「国家国民（Staatsnation）」にそれぞれ対応する。これらは、国民による国家形成が可能である場合、あるいは国家が単一のないしは多数派を形成している国民（いくつかのマイノリティを内部に含んでいる場合がある）を統治している場合には、「国民国家」の最初の段階になりうる。また、「国民国家」は(2)や(3)の意味で理解されることが多かった。イギリスやフランスが「国民国家」であると考えられたのは、市民共通の利益やシンパシーの存在とともに、同質的であり、また公用語も存在したためである。フランスは特に「国民国家」の典型的なケースと考えられる。これは絶対王制の下での統一、行政の中央集権化がはかられたことに加え、唯一の公用語としてのフランス語が創り出され、国内においてその普及がはかられたためである。したがってケミレイネンは、愛国心と言える意識が存在していても、言語が統一されず、また内部に「異なった国民」の意識も存在するフィンランド（スウェーデン語を話す住民が存在）のような国家を「国民国家」とすることには躊躇するのである。ケミレイネンのこうした議論では、共通の言語の存在あるいは言語の統一が、一八世紀以降の近代における国民や国民国家の成立において、非常に重要であると言うことが出来る。また、国民国家を共通の言語を話す同質的な人間の集団と考えるケミレイネンは、少なくとも民衆レヴェルでは二つの言語が存在すると言えるベルギーを、国民国家と考えることには躊躇するのではないだろうか。事実、ケミレイネンは「ベルギーを国民国家と言うことが出来るのであれば」という言い方をしている。(9)

ベルギーは国民国家なのか、ベルギー国民やそのナショナリティは存在するのか。また、言語の統一を重要視する

一八・一九世紀流の国民（国家）観念との関係はどうなるのだろうか。

この点について興味深いのがP・ヴェイリネンの議論である。ヴェイリネンは、同胞間による統合と共通の政府を求めることがナショナリティを構築すると言うJ・S・ミルなどを参考にしながら、異なった民族・言語集団が統合感覚を共有し、それゆえ「国民」を形成している例が存在する（スイスが例）としている。またいくつかのエスニック集団を抱えていながら、統合感覚によって「国民」を形成している例も存在する（ドイツやイタリアが例）、としている。「国民国家」という概念は、成員が民族・言語的に比較的同質で、統合感覚を共有した国家に適用されるのが一般的である。しかし、非同質的な成員構造を持ちながら国民感覚で統合されているような国家も、「国民国家」と言い得るし、実際そのように呼ばれていることがしばしばある。[10]

ヴェイリネンの議論から、また国民を統合するナショナリティの存在からしても、ベルギーは国民国家であると言うことが出来るだろう。新しく成立したベルギーは、一九世紀的観念（言語によって定義されるナショナリティに基礎を置く）からすれば例外的と言うことも出来るような国民国家であった、[11]と考えることも出来るだろう。

2　ベルギーにおけるエスニック・ナショナリズム――フラマンを中心に

ベルギーは「ナショナリティによって統合された国民国家」として成立した。とは言っても、建国後のベルギーにおいて対立軸が存在しなかったというわけではない。建国後のベルギーに存在した対立軸としては、カトリック対非カトリックの宗教対立、資本家対労働者の階級対立、そしてフラマン対ワロンの言語集団間対立を挙げることが出来る。一九世紀から二〇世紀初頭にかけては宗教対立と階級対立の二つが大きな対立だった。宗教対立は、本来は対立

する勢力であったカトリックと自由主義者の対立が、主に学校教育と宗教の関係をめぐる問題によって独立後再燃したものである。フランスのドレフュス事件やイギリスの北アイルランド問題は、おそらくはベルギーの宗教対立以上に社会を分極化させた対立だったが、いずれも短命に終わった。ベルギーの宗教対立はこれらの対立よりも長期におよぶものだったが、体制自体を攻撃するものではなかった。階級対立は一九世紀中頃からの産業革命の進展に伴って発生した。前者の対立は一九五八年の学校協定で妥協が成立し、後者の対立に関しても一九四五年に賃金・労働条件に関する社会協定（国家の介入の下での労使調停の方式を制度化）が結ばれた。言語集団間の対立は今日まで続く最も長期化した対立だと言えるが、政党・組織内では他の利益と比べると表出は抑制される傾向にあった。この対立は第一次大戦期から戦間期の頃に先鋭化し、第二次大戦後（特に一九六〇年代）に再燃する。(12)

言語集団間の対立はフラマンのナショナリズムから始まる。独立後のベルギーでは、憲法上は言語の使用は自由とされたものの、フランス語が唯一の公用語とされ、実際革命を主導し独立後政権についたブルジョワジーはフランス語を使用した。つまり、議会（国会とほとんどの地方議会）、上級裁判所、中央行政、軍隊、高等教育においてはフランス語のみが使用され、こうした情況下でブルジョワジーは「ベルギーはフランス文化圏の一部」とまで主張した。これに対してフラマン側の知識人は、「ベルギー人になるためにはフラマン人であることを止めなければならない」として非難の矛先を向けた。彼らは、ベルギーは二つの言語・文化が構成する国、ゲルマンとラテンの二つの価値観が融合した国と考え、フラマンの文化・言語もベルギーのナショナリティを構成する重要な要素と考えていたのである。このような情況下からフラマンの知識人達によって、ナショナリズムの運動が発生してきたのである。(13)

ここで、ナショナリズムはどのような情況下から発生してくるのかについて、E・ゲルナーにしたがって見ていく

ことにする。ゲルナーによればナショナリズムとは、政治的単位と民族的単位の一致を志向する政治的原理である。また前述の議論からもわかるようにように、ナショナリティが重要になってくる近代産業社会の政治的レジティマシーの原理でもある。いわば、近代産業社会では、ナショナリズムは文化的側面において不可欠のものとなってくるのである。[14]

しかしゲルナーは初期の産業社会では、人々の間に存在する相違（宗教、文化、習慣）から政治的、経済的、社会的、また教育における不平等が発生しうるとする。こうした不平等から政治的闘争としてのナショナリズムも発生してくるのである。[15]

ゲルナーはナショナリズムが誘発される、または妨げられる情況について、権力（持つ者をP、持たざる者を—P）、近代的教育（受けていればE、受けていなければ—E）、文化的同質性（同質ならA－A、異質ならA－B）を基準にして、次のように八種類に類型化する。[16]

- —E、—E（上がP、下が—P、以下同じ）の場合、
  A－Bならタイプ1→ナショナリズム発生以前の情況（典型的）。
  A－Aならタイプ2→　　（同右）　　（非典型的）。
- E、—Eの場合、
  A－Aならタイプ3→初期産業主義。
  A－Bならタイプ4→エスニック・ナショナリズム（またはハプスブルク型のナショナリズム）が発生。
- E、Eの場合、

A－Aならタイプ5→同質的産業主義。

A－Bならタイプ6→西欧型の古典的リベラル・ナショナリズム。

・―E、Eの場合、

A－Bならタイプ7→ディアスポラ・ナショナリズム（Diaspora Nationalism）。

A－Aならタイプ8→革命的だが、ナショナリズムではない情況。

ゲルナーによれば、タイプ1、2、3、8の場合にはナショナリズムは発生しない。タイプ1、2ではナショナリズムの前提となる近代的教育（産業社会でのナショナリティの源泉）が存在しない。また、タイプ8の代表例は帝政ロシア時代のデカブリストの乱で、政治的には弱体だが教育・経済面では特権的地位にいるインテリゲンチャが、古い支配階級を攻撃するようなケースである。また、タイプ3で発生するのはマルクスの言う階級闘争である。したがって、ナショナリズムが発生してくる情況はタイプ4、5、6、7である。このうちタイプ5は、近代的教育が普及し文化的同質性も強まった、成熟した産業社会と言える。ここで発生するのは、産業社会において満足した情況下から発生するナショナリズム（Satisfied Nationalism）と言える。タイプ7はユダヤ人などで見られる。教育・経済面ではハイカルチャーにアクセスしていながら、政治的に無力で、民族的に差別され、しばしばジェノサイドのような迫害を受ける情況下からナショナリズムが発生してくる。

残ったタイプ4、6がフラマンのナショナリズムとの関係で興味深い。ゲルナーによれば、タイプ6で発生するのは「古典的リベラルナショナリズム（Classical Liberal Nationalism）」である。これはある領域内で、成員が教育によって近代社会に適応しているにも関わらず、文化的には同質でなく、一方の文化集団が権力にアクセス出来ない情

況下で発生してくる。一見ベルギーの情況に似ているが、ゲルナーがこの例として考えるのは一九世紀のドイツやイタリアの「統合ナショナリズム」であり、分裂していた民族が一つの政治的単位への統一を志向する際のナショナリズムと言えよう。したがって、フラマンのナショナリズムに該当するのはタイプ4の情況だろう。この情況下では教育と権力から締め出され、ローカルチャーの地位に落とされた集団が存在する。このような集団の中で知識人が、ローカルチャーに落とされた自らの文化をハイカルチャーに押し上げようとして運動を始めるが、こうして発生してくるのが「エスニック・ナショナリズム」である。独立後のベルギーでは、権力の場や高等教育ではフランス語のみが使われ、フラマンはローカルチャーの地位に落とされていたとも言える。こうした情況に対してフラマンの知識人は抗議の声をあげたのである。いわば独立後のベルギーにおいては、フラマンのエスニック・ナショナリズムが発生する下地が存在していたと言える。

こうして発生したフラマンのエスニック・ナショナリズムはその後どのように展開していくのか。ナショナリズム運動の展開過程に関するM・フロッフの見解について見ていくことにする。

フロッフによると、[17]近代欧州ではある時点（起源は中世にまで遡る）から、政治、経済、文化、地理などの関係、及び主観的な認識による集団的帰属意識によって統合された大きな集団が存在した。そのような集団の紐帯となるものの中で、代替不可能なものとして共通の過去の記憶や言語・宗教的紐帯、（市民社会における）成員の平等という概念がある。フロッフはこのような集団を「ネイション（Nation, 民族ないしは国民と訳されよう）」と呼ぶ。この「ネイション」は後に国民国家に発展するが、その初期においては独自の支配階級を欠き、言語的にも弱い地位に置かれている「小ネイション（Smaller nation, フロッフはこれを「エスニック集団（Ethnic group）」とも呼ぶ）」が存

在する。このエスニック集団は、（エスニック集団の）知識人には「ネイション」として認識されるものの、民族意識の覚醒と他の「ネイション」からの認知が必要な「意識せざるネイション（Unconscious nation）」である。したがってエスニック集団には、民衆を啓蒙し支配的ネイションに対して承認を勝ち取ろうとする指導者が存在するが、こうした指導者の運動をフロッフは「民族運動（National mouvement）」と呼ぶ。「民族運動」には文化的な要求とともに政治的要求が存在する。

「民族運動」は歴史的に見て、その目標と要求からA、B、Cの三期に分けられる。運動の発生期であるA期には、知識人によって、抑圧されたエスニック集団の言語や文化、歴史の研究が活発に行われる。いわば知識人による文化復興運動である。B期には活動家による国民形成プロジェクトが開始され、アジテーションによってナショナル・アイデンティティの意識が広められる。C期には大衆運動へと発展する。[18]

フロッフの考える「民族運動」、つまりエスニック・ナショナリズム運動の発生期（A期）は、ゲルナーの言うエスニック・ナショナリズムに該当すると言えるし、また初期のフラマンのナショナリズム運動にも該当すると言える。

L・ヴォスによれば、[19] フラマン運動は最初、文化レヴェルの運動として出現したが、この文化運動はすぐに政治的要求を伴った運動へと発展した。一八四八年革命の民主化の衝撃はフラマン運動にも影響を与え、一八四〇年以降の二〇年間に、フラマン運動は下層の中産階級が指導し、プチ・ブルジョワが支配階級に対抗する、より民衆的で且つより政治的な第二段階の民族運動となった。一九世紀後半になると、「フラマン人が自分たちの言語を話す権利」の主張も出現、「ベルギーの『サヴ・ネイション（Sub-Nation, ここでのネイションは「国民」を意味するか?）』としてのフラマン」が、徐々に出現してくることとなる。ヴォスはこの時期をフラマン運動における（フロッフの言う民

族運動の）B期からC期への転換期と見ている。こうして見ると、フラマンのナショナリズム運動は、フロッフの考える民族運動の発展過程（A期、B期、C期）と同様のプロセスをたどったと言えよう。

知識人による文化運動として始まったフラマンのエスニック・ナショナリズム運動が大衆レヴェルの運動へと拡大していった背景に、独立後ベルギーにおける近代化や経済成長でのフラマン・ワロン間の格差を挙げることが出来よう。フランス語を使用するエリートが政治、行政、社会の面で優位に立ったことは、フランス語を使用しないフラマンの側を不利な地位に置いた。また一九世紀前半のベルギーの「産業革命」以後、ワロン地域では工業化が進む一方で、フラマン地域は依然として農業を産業の中心とした。産業化に伴い経済活動における言語の重要性が高まったが、技術・高等教育ではフランス語のみが使用された。以上のような要因で、フラマン・ワロン間には近代化や経済成長、また社会進出における格差が生じた。こうした格差は政治力や文化レヴェルにも影響し、フラマン運動における要求は政治、経済、文化、教育などでの地位改善にまで拡大した。[20]

一九世紀の終わり頃には、フラマンとワロンの平等を志向した言語法（後述）が制定されたにも関わらず、フランス語使用者がフラマン・ワロン両言語間の平等な公的地位を認めないことから、フラマン運動の要求はよりラディカルなものになった。第一次大戦末期頃には、フラマンは「サヴ・ネイション」であるという意識だけでなく、正真正銘の純粋な「ネイション」であるという意識も次第に現れてきた。これとほぼ同時期には「フラマンとワロンという二つの国民（ネイション）が存在するベルギーは、連邦化によってその現実に適応すべき」という主張も出現している。[21] このように先鋭化したフラマン・ナショナリズム運動は戦間期には二派に分裂した。つまり、ベルギーの連邦化やフラマンの分離・独立、場合によってはオランダとの統合を志向するマキシマリストと、民主派で言語立法によっ

てフラマンの地位向上を求めるミリマリストの二派である。マキシマリストは大戦中のアクティヴィスト（大戦中にベルギーを占領したドイツ軍と協力して、行政上の分離とフラマンの独立を実現しようとした）やフロンティスト（軍内部のフランス語使用に対する不満からフラマンの兵士らが結集）を源流とする。またミリマリストの主張が全てのフラマン・ナショナリストを満足させられないことから、マキシマリストの連合体としてフロント党（Helt Vlaams Front＝Frontpartij）が結成された。戦間期における両者の乖離は一九二九～三二年の間の言語立法が進む過程で明らかになった。アクティヴィストらは同胞である戦犯を復権させようとする闘争を展開した。こうした中で、戦犯であるボルムスが下院議員補欠選挙で当選したことが反フラマン・ナショナリズム陣営に危機感を与え（フラマン・ナショナリズムが「国家機構に襲いかかった」として）、一九二八年以降、フラマン・ナショナリズム拡大を阻止するためにも言語法制定（後述）が急がれた。この時期の言語法制定問題はヘント（ガン）大学のオランダ語化法案とともに出された、（言語使用に関する）初・中等教育法案の問題を発端とする。言語問題は政治危機を引き起こしたものの、一九三二年には、学校教育において徹底した「地域言語」主義（後述）に基づく言語法が制定された。しかし言語法制定においてもマキシマリストの要求は十分には反映されず、ベルギー建国一〇〇周年に当たる一九三〇年以降に反ベルギー主義の運動の急進化が見られた。こうした中で、アクティヴィストが戦犯として大量に逮捕された影響もあり、第一次大戦後にはミリマリストがフラマン・ナショナリズム運動の主流派となった。単一国家体制は列柱構造（後述）によって維持され、フラマン人の間にも浸透していたのである。フロント党も得票率では停滞し、圧力団体の地位に留まった。このためフラマンにおいても多数派は、第一・二次大戦を通じてベルギーに対する愛国心を持ち続け、ベルギーの一体性も維持されたのである。(22)

しかし第二次大戦後は、一体性を維持してきたベルギーを分裂させる事態が発生した。それが国王問題である。大戦中、国王レオポルト三世はドイツ軍に対して議会の承認なしに降伏を宣言し、さらにベルギーがドイツ軍の占領から解放される時にも、国内に不在だった。このため国王としての適格性が問題となった。カトリックなど右派政党は国王の復位に賛成したものの、選挙で過半数を得ることが出来ず、国王の復位に反対する左派政党諸派の四次にわたる連立内閣も短命に終わり、政局安定のために両派の連立内閣が組織され、この内閣の下で国民投票が実施されることとなった。結果は賛成がわずかに過半数を超えたものの、国内の反対派の行動が激しく、レオポルト三世は退位を余儀なくされた。地域別では、カトリックの勢力が強いフラマン側では国王への支持が高かった（七〇％）一方で、ワロン側では国王への支持が低く（四〇％）、両者の対立が深まった。国王問題をめぐる対立の激化はフラマン・ナショナリズムを呼び覚まし、再燃させることとなった。[23]

第二次大戦後のフラマン・ナショナリズムの運動もA期（文化復興運動）、B期（活動家によるアジテーション）、C期（大衆運動、戦後は主要政党の言語による分裂も）に分けられる。A期は一九五〇年代、B期は一九六〇～七〇年代、それから後の時期がC期である。[24] なおA期には、政治的自治を志向するナショナリスト政党でありながら、後に民主主義、連邦主義、法改正によるベルギー国家の漸進的改革を掲げるようになる、「フラマン人民同盟（VU Volksunie）」が結成されている。[25]

フラマンのナショナリズム運動の展開過程について、これまで見てきたようなものとは異なった見方として、A・ゾールバーグの見方が存在する。ゾールバーグによれば、[26] フラマンのナショナリズム運動は四期に分けられる。第一期は一八三〇年代から四〇年代で、フラマンの知識人による文化復興運動が行われる時期である。この第一期はゲル

ナーの言うエスニック・ナショナリズム、フロッフの考える「民族運動」の発生期（A期）に該当する。また、ヴォスがフラマンのナショナリズム運動の最初の段階と考える時期にも一致する。第二期は一九世紀後半である。この時期はヴォスの言う大衆運動の時期に当たり、（フランス語のみが使用される）法廷でフラマン人が不利益を被ることから、運動が文化的運動から政治・社会的運動へと拡大し、公的な「二言語主義（公的な場面での二言語使用許可）」が追求される。言語法制定により、一八七三年には地方法廷で、七八年には行政で、八三年には中等教育で二言語主義は実現していく。しかしフランス語使用者は無関心で、両言語間の平等な公的地位を認めず、またフランス語優位の社会情況も続いたため、一九〇〇年代から一九四〇年代の第三期には「地域言語」の概念が出現し「一地域・一言語」の「一言語主義」が追求される。この「一言語主義」も言語法制定により、一九三二年には教育と行政、三五年には裁判、三八年には軍隊においてそれぞれ実現していく。ブリュッセルは言語地域としての確定はされず、言語地域の境界線上の地域とともに二言語主義が認められた。一九四〇年代以降が第四期で、後で見ていく国制改革が実施される時期である。第三期に出された「地域言語」の概念は、第四期で実施される国制改革における地域自治や地域政府といった考え方の敷石となっている。一九六三年の新言語法で「一言語主義」は強化され、フラマン、ワロン、ブリュッセル（両言語使用）、そしてドイツ語地域の四地域に分割され、言語地域の境界線上の地域では移行措置がとられた（ここまで見てきたような、フラマンのナショナリズム運動の展開過程に関する議論は次ページの図1のようにまとめることが出来る）。

こうした新しい言語法・言語境界線は、一九六〇年代（ヴォスの言うB期）に、強まるフラマン・ナショナリズム運動の圧力の下、政府がフラマン側の要求に同意する形で制定された。しかし、これは言語集団間の問題の解決には

図1　フラマン・ナショナリズムの歴史的展開

	M・フロッフ，L・ヴォス流の見方　A・ゾールバーク流の見方
19C前半	
1830～1840年代 (フラマン・ナショナリズムの発生)	A期　第1期 知識人による文化復興運動 (E・ゲルナーの言う「エスニック・ナショナリズム」)
	約20年間＝B期　政治的アジテーション (ブルジョワジー，中産階級の運動参加)
19C後半	C期　第2期 大衆運動 (政治的，社会的，経済的側面も伴う)
20C前半	
1900～1940年代	約40年間＝第3期 (次の第4期への敷石)
20C後半	
1940年代以降 又は 第2次大戦後	19Cと同じように， • A期（1950年代） • B期（1960～1970年代） • C期（1970年代以降）に分けられる。 1940年代以降＝第4期 (国制改革実施期)

＊以下を参照。

1. Ernest Gellner, *Nation and Nationalism*, Basil Blackwell, 1983, pp. 88-109.（アーネスト・ゲルナー『民族とナショナリズム』加藤節監訳，岩波書店，2001年，148～183ページ）。
2. Brendan O'Leary, "Ernest Gellner's diagnoses of Nationalism: a critical overview, or, what is living and what is dead in Ernest Gellner's philosophy of Nationalism?", in John A. Hall ed., *The State of the Nation: Ernest Gellner and the Theory of Nationalism*, Cambridge University Press, 1998, p. 47-51.
3. Miroslav Hroch, "Real and constructed: the nature of the nation", in J. Hall ed., *op. cit.*, p. 95.
4. Louis Vos, "The Flemish National Question", in Kas Deprez and Louis Vos eds., *Nationalism in Belgium: Shifting Identities, 1780-1995*, Macmillan, 1998, pp. 84-86, pp. 91-92, p. 94.
5. Aristide R. Zolberg, "Transformation of Linguistic Ideologies: The Belgian Case" in Savard J.-G. & Vigneault R. eds., *Les Etats multilingues/Multilingual Political Systems*, Les Presses de l'Université Laval, 1975, p. 446, pp. 448-449, p. 451, pp. 459-460, pp. 464-465.
6. 梶田孝道「言語紛争の政治化―ベルギーにおける分裂と統合」『エスニシティと社会変動』（有信堂，1988年）238～250ページ。

ならなかった。むしろフラマン・ワロン間の敵対感情や、ナショナリズムをかえって強める結果となった。[27] フラマンにとって言語はアイデンティティの基礎であるのに対し（ここにフラマンのナショナリズムの源泉の一つを見いだせよう）、ワロン側ではフランス文化の影響が強く、言語や文化は国家が市民に強制するものとは考えられない。フラマンとワロンの分極化や不理解の原因には、このような言語に対する考え方の違いもあると考えられる。[28] 個人の自由という考え方から、ワロンは言語法制定・一言語地域の設定に反対したが、これは逆にフラマン側をいらだたせる結果にもなったのである。[29]

しかし、フラマンとワロンの言語集団間対立は、何も言語に関係した権利をめぐる対立によってのみ激化したのではない。第二次大戦後はフラマンとワロンの経済格差が逆転したことから、フラマンのナショナリズムへの対抗運動として、ワロンのナショナリズム運動も発生してきた。また経済格差の逆転によってフラマンの側でも、言語的に低い地位に置かれているという現実に対する疑念や拒否感が強まることとなった。[30]

ワロンのナショナリズム運動自体は以前（一九世紀や二〇世紀前半）にも存在したが、これらは少数派にとどまり、政治的影響力を伴った大衆運動としてのワロン運動が出現するのは一九六〇年代である。この頃には、エネルギー革命（石炭から石油への転換）の影響によって、ワロンの産業で老朽化が進み、不況や失業が深刻化した。植民地（コンゴ）独立によって強いられた緊縮財政はゼネストを多発させた。また、一九世紀の終わり頃から始まったベルギーの産業の位置パターンの変化は、経済拠点をフラマン地域に序々に移動させ、さらにフラマンが労働力の点でも優位だったため、ワロンは外国企業の進出においても不利な立場に立たされた。このようにワロンが経済的に衰退するという情況下から、ワロンの社会主義者の間で連邦化や地域再編成の要求が出てくるようになり、これがやがて大衆運

動へと発展した。この点で、ワロンにおいては、連邦主義は当初から大衆の支持があったと言える。[31]

また、ワロンのナショナリズム運動においては文化闘争が優先事項ではなく、政治的マイノリティ化への対処（もとよりワロンの方が人口は少なかったが、戦後になってマイノリティ化が急速に進んだ）や経済的衰退の収束が重要視される。[32] 中世以来、伯領や都市の独立、分散化傾向が強かったため、フラマンと比べると、言語・地域的な意味での「ワロン」というアイデンティティの意識は歴史的にも弱かった。ワロンのナショナリズムというものはもとから根強く存在していたと言うよりも、経済的利害から動員・形成されたものと言える。[33]

戦後ベルギーにおける経済・社会構造の変化は、フラマン、ワロン双方に、現実に置かれている地位と伝統的な地位との間のギャップへの疑念を抱かせた。そして異なったタイプの二つのナショナリズム（フラマンの文化的ナショナリズムとワロンの経済的ナショナリズム、いずれも連邦主義を掲げる）を発生させた。[34] 言語集団間対立の解決策となったのはこの連邦主義であると言える。もともと言語集団間対立は、フラマン側の地位向上を求めるエスニック・ナショナリズム運動から始まった。しかし、既に見たように、フラマンの地位向上のためにとられた策は、「二言語主義」は不十分な結果に終わり、「一言語主義」はワロン側からの反発を招くなど、言語集団間対立の解決策になったとは言い難い。

したがって、フラマンのナショナリズム運動においても、重要な成果となったのは後に実施される連邦化であった。連邦制の下ではベルギー国家の管轄下に置かれるものの、制度的にはフラマンという「ネイション」への忠節が強められるからである。この連邦化という改革は、（民主主義も掲げる）フラマン人民同盟や、フラマンのキリスト教民主主義勢力によって推し進められた。[35] またベルギー国家の一体性が維持されたのも、戦間期に民主派でもあるミリマ

リストが、フラマン・ナショナリストの多数派を形成したことによる。こうして見てみると、ベルギーにおける言語集団間対立の解決（国家の分離・解体なし）には、ナショナリストもさることながら民主派も大きな役割を果たした、と言えるだろう。

3　ベルギーの連邦化

フラマンとワロンの間での言語集団間対立は一九六〇年代に激化し、六八年にフラマン地域内にあるルーヴァン大学のフランス語部門の移転をめぐって対立は頂点に達した。六〇年代中頃には、連邦主義を掲げるナショナリスト政党の躍進も目立ち、六八年に成立したエイスケンス内閣の努力によって七〇年に憲法が改正され、四度にわたって行われる憲法改正による国制改革の口火を切った。言語集団間の対立を解決するためにどのような改革が行われ、その結果ベルギー国家はどのようになったのか、以下に見ていくことにする。

一九七〇年の改革

一九七〇年の改革では、「言語（文化）共同体」（Gemeenschap/Communauté, オランダ語、フランス語、ドイツ語の三共同体が存在）と「地域」（Gewest/Région, フラマン地域、ワロン地域、ブリュッセル地域の三地域が存在）という二種類の新しい行政組織の概念が導入された。前者には、教育、言語、文化に関する権限が移譲され、議会も設置（権限の範囲内で国法と同等の立法が可能、議員は国会議員が兼職可）された。後者には、産業振興や公共工事など経済に関する権限が移譲された（但し、両者とも完成した行政組織ではなく、特に後者はブリュッセルをめぐる

問題からその創設が認められただけで、詳細は後の法制化に委ねられた)。このような「二次元の連邦制」が導入された背景には、二つの異なった形態のナショナリズム(文化的自治を求めるフラマンのナショナリズムと、経済的要因から連邦化や地域再編を求めるワロンのナショナリズム)の存在と、社会・経済的単位ではない少数のドイツ語共同体の存在、またフラマンやワロンを「州」としてあらゆる権限を移譲する単純な「地理的連邦制」の適用は、ベルギー国家を分裂状態にしてしまう、といった事情が挙げられる。[36]

七〇年の改革で導入された「二次元の連邦制」はマイノリティ保護という点からも必要だったと言えるが、この他にもマイノリティ保護のための措置がとられた。ベルギーは言語間の利益や宗教間の権力バランスといった点でデリケートな国であり、地方分権化は一方をマイノリティの地位に落とすという懸念が常に存在する(特にワロンの方で強い)ためである。まず内閣は、首相以外はオランダ語使用大臣とフランス語使用大臣が同数で構成されなければならないとされ、言語に関する法案の採決には両言語の過半数と全体の三分の二以上の同意が必要とされた。また、マイノリティの拒否権として〝警鐘〟手続き(procédure de sonnette d'alarme)も導入された。これは、言語集団間のパワーバランスを崩すおそれのある法案は、一方の四分の三の賛意で差し戻されるというものである。[37]

またこの年の五月二七日の最高裁の決定により、国際法とEC法優越の原則が導入された。[38] こうした一九七〇年のベルギーの一連の動向を、「一九世紀流の統一主権国家は過去のもの」になった、つまり「国家主権は一方で超国家的機関であるEC・NATOなどによって制限され、他方で国会の権限は地域社会に与えられた文化的な自治と地方分権によって大きく制限されることになった」とする見方も存在する。[39] しかし、「地域」の方は創設が認められただけで詳細は後の法制化に委ねられ、執行機関や独自の財源は「言語共同体」と「地域」のどちらにも認められなかっ

た。したがって諸機能は中央政府が掌握していたと考えられる。また、言語関係法案に関する規定はマイノリティ保護のためのものだが、同時に国会（統合国家のシンボル）の優越を保証するものでもあった。[40] したがって一九七〇年の改革でもって、一九世紀流の統一主権型国家としてのベルギーが終焉を迎えたとは言い難いだろう。

一九八〇年の改革

一九八〇年の改革では、「共同体（改称）」と「地域」に議会が設置され、これらの行政組織が独自の、また国法と同等の法体系を持つようになった（但し、ブリュッセルは除く）。行政を行う「執行機関」も設置され、徴税・公債発行権の認可により独自の財源を持つようにもなった。また言語の使用が問題となる医療、社会福祉、移民認定などが「個人に帰せられる分野（matières personnalisables）」として「共同体」の管轄下に、地方の経済振興、住宅・都市問題、雇用、環境などが「土地に帰せられる分野（matières localisables）」として「地域」の管轄下に置かれた。さらにフラマンでは議会の合併により「共同体」と「地域」が合併したが、これはフラマンとワロンという二つの構成体から成る連邦国家への道を開くものとなった。[41] しかし、独自の立法権や財源、権限の移譲といった、連邦化改革の議題とされた問題は中央政府によって処理され、市民もそれを期待した。また「共同体」・「地域」議会議員を国会議員が兼職出来ることは変わらず、財政の自立性も完全には実現されなかった。これは「共同体」や「地域」（の議会や政府）の自立性やレジティマシーをも制限するものだった。[42]

八〇年の改革は非中央集権的な国家への大きな躍進と考えられたが、一方で地方の権限の強化が中央政府との間で紛争を増加させることが懸念された。そのため、中央・地方間の関係を処理する諮問委員会や仲裁院も設置された。[43]

これは八〇年の改革の焦点となり、これが完成したことはフラマン、ワロン双方のエリートの努力の結果でもある。同じエスニック・ナショナリズムを抱えながらも、ベルギーはボスニア・ヘルツェゴヴィナや北アイルランドのようにはならなかったと言える。[44]

以上に見たように、八〇年の改革でも中央集権的要素は多く残っていると言えるが、不完全ながらも非中央集権型国家建設への大きな躍進と言える。[45] いわば、ベルギーは急速に連邦化したのではないのである。[46]

一九八八年の改革

一九八八年の改革で最も大きな進展はブリュッセル問題が解決されたことである。ベルギーの首都ブリュッセルはフラマン地域内に存在していながら、一八三一年に出来て以来フランス語化されていたため、多数のフランス語系住民を抱えていた。このため、言語地域設立の際には二言語使用地域とされた。また、ブリュッセルの産業化・都市化はフランス語系住民の増加に拍車をかけ、ブリュッセル郊外に多数のフランス語系コミューンが存在することとなった。一九六〇年代に高まったフラマン・ナショナリズムは、ブリュッセルにおけるフラマン・アイデンティティの存在の正式な承認の要求と、郊外へのフランス語コミューンの拡大に対する反発を強めた。一方、フランス語住民側は郊外を含めたブリュッセル地域の範囲確定、ブリュッセルを独立した地域とすること（人口的に優位に立てるため）を要求した。このようにブリュッセルをめぐっては、その地域としての扱いと範囲確定（マイノリティとなる郊外のフランス語系住民の権利をめぐって問題化）が対立の焦点となった。[47] この対立は、一九七〇年の「地域」設立や八〇年の「ブリュッセル地域議会」の設立を遅らせるなどの影響を与えてきたが、この年の改革でようやく合意が成立し

たのである。

合意では、ブリュッセル地域の範囲は郊外を除いて確定され、郊外のフランス語系住民への特別措置が恒久化されることとなった。ブリュッセルも中央政府の管轄下に置かれない「地域」として確立し、直接選挙による議会（これは他の「共同体」や「地域」に先立つ）が設置され、議会は「共同体」管轄の問題を決定する両言語の「共同体委員会」に分けられた。また政府の閣僚は両言語同数、議会の議決も両言語集団の賛成が必要とされた。教育、医療、社会福祉は個人の選択とされ、このようにしてマイノリティ保護がはかられた。またブリュッセルとは別に仲裁院の機能も強化された。[48]

さらに「共同体」と「地域」の権限も拡大された（前者には教育、後者には経済に関しての、ほとんどの権限）上、深刻化するベルギーの財政難から、財政に関する権限の地方への移譲もさらに進み、これは連邦化をさらに進めるものとなった。[49]

一九九三年の改革

ブリュッセル問題の解決は連邦化の動きを加速させ、一九九三年の憲法改正でもって連邦制に移行する。憲法第一条に「ベルギーは、共同体と地域圏から成る連邦国である」[50]と明記され、他の懸案事項にも決着がつけられた。まず「共同体」と「地域」の自立性を高めるため、国会議員のうち下院議員はこれらの議会の議員との兼職が禁止された。また上院議員は七一名中、二一名が「共同体」議員を兼任するとされ、上院は「共同体」や「地域」の代表機関、下院は国民の直接代表機関となった。[51]「共同体」と「地域」の権限もさらに拡大されたが、その他の主要な改革として

は、「共同体」と「地域」に対外政策に関する権限が与えられ、中央政府と同様に、条約への署名などの独自の対外政策の追求が可能になったことが挙げられる。またフランス語「共同体」議会は、ワロン地域とブリュッセルのフランス語使用者の議員によって構成された。フラマン、ワロンという大きな州とブリュッセル、ドイツ語共同体という小さな州からなるベルギー、という構造がはっきりしたものとなった。[52]

九三年の改革によって、ベルギーでは「原型的単一国家（Original Unitary State）」は終焉を迎えた、[53]またベルギーを国民国家と呼ぶことには疑問がある、と言う論者も存在する。[54]たしかにベルギーは、前述したような一九世紀型の統一主権型国家としての形態は大きく変容している。「共同体」や「地域」が、多くの権限が移譲されて自立化しており、またそれらが言語集団（という、いわばエスニック集団）と一致するものでもあることから、ベルギーを国民国家とすることに対して疑問が出てこよう。しかし国民国家の統合に不可欠（ないしは国民共通のサーヴィス）と考えられる問題（国防、国家予算管理、市民権、裁判行政、社会保障・公衆衛生など）については、依然として中央政府が多くの権限を持ち続けている。議会制度も連邦制に適応したものになっているが、国会の下院は国民的連帯感を具現化する重要な民主主義制度として権力を握っている。「共同体」や「地域」の対外政策においても、連邦政府との協議が必要とされ、またその権限はベルギーの基本的外交方針の範囲内（国交のない国との協定締結は不可能など）である。[55]こうした点を無視して、もはやベルギーは国民国家ではない、と断言することには問題が残るだろう。

ベルギーにおいて言語集団間対立というエスニック・ナショナリズムは連邦化による解決を迫り、その結果ベルギーの国家構造は大きく変容したことがわかった。このようにベルギーにおいてエスニック・ナショナリズムが強力なファクターとなった要因を次章でさらに探り、また現在のベルギーが国民国家と言えるのか、の問題を探るために

も、アイデンティティの問題について見ていくことにする。

二　ベルギーにおけるネイションとエスニック集団の関係、アイデンティティの問題

1　A・スミスの議論

E・ゲルナーらによれば、ナショナリズムとは近代工業社会になって出現してくるものであり、社会的近代化の副産物としてのイデオロギー・政治運動である。しかし、このような「近代主義」的アプローチでは、フラマンのナショナリズムのような言語や文化に根ざしたナショナリズム、つまりはエスニック・ナショナリズムを十分には分析出来ないだろう。そもそも言語や文化といったものが、ナショナリズムをそれほどまでに加熱させる要因となるのは何故なのか。

A・スミスは、「ネイション」には歴史上の領域、法的・政治的共同体、構成員の法的・政治的平等、市民文化といったものを構成要素とする西欧的（または市民的）モデルが存在する事を認めるが、一方でネイションの非西欧的なモデル（スミスはこれをネイションの「エスニック」概念とも言う）も存在すると考える。これは系譜と想定される出自の絆、言語、慣習、伝統などの土着文化を要素とするものである。したがってスミスは、ナショナリズムをゲルナーが考える以上にエスニックな特徴を持つものと考える。スミスのこうした議論からナショナリズムは二種類のもの（社会的近代化の副産物としてのものと、アイデンティティを促進するために原初的・エスニックな要素を利用するもの）が存在し、また国民国家形成のプロセスも同じように二種類存在すると考えられよう。つまり国民国家形

成ルートには、君主制・封建国家の領土から国民国家に発展するルートと、エスニック共同体がネイション、そして国民国家に発展するルートのふたつが存在すると考えられる。ベルギーのケースでは一七八九年のブラバント革命が前者のルート、一八三〇年の独立革命が後者のルートにあたる。独立革命は、ベルギーにおいてエスニック集団からネイションが生まれ、さらにこれが国民国家へと発展するプロセスだったと言える。[56]

スミスはエスニック集団を「エスニー」(ethnie というフランス語単語の英語読み)と呼ぶ。エスニーは集団の名前、共通の祖先や歴史、文化(言語や宗教における特性)、特定の領域との結びつき、連帯感などの構成要素を持つ人間集団、として定義される。こうした属性が多いほどエスニーの理念型に近くなる。[57] 近代のネイションは過去にこのエスニーが存在したことが前提である、とスミスは考える。つまり、人口の同質化や、文化や感情の刺激、大衆の連帯・動員にはエスニーやネイションのエスニック・モデルが必要だったのである。[58] またスミスは、エスニーはアイデンティティの対象であるとも考える。[59] ベルギーにおいては、例えばフラマンをエスニーと考えることが出来よう。[60] フラマンがアイデンティティの対象となるエスニーとして、ベルギーというネイション・国民国家が出来る以前から存在した、と考えればフラマンのナショナリズムが強いファクターとなったことも理解出来よう。

しかし、前に見たように、ベルギーは「ベルギー国民」というナショナリティによって統合された国民国家として成立した。であれば、そもそもエスニック・ナショナリズムが発生してくるのは何故なのか。

スミスによれば、「ネイション」とは一挙に達成されるような静態的な目標ではなく長期にわたるプロセス(動員、包摂、政治化、自給自足)であり、これは決して終わることなく世代ごとに新しい意味が与えられる必要がある。またこのプロセスは、エスニーが近代的なネイションへ発展するプロセスでもある。中央集権的官僚制が欠如していた

前近代においては、エスニーは階級的に閉ざされたものだった（つまり、貴族階級のみがその成員になることが出来る）が、ネイションに発展するためには中流・下層階級を「包摂」して、彼らを（外部者は排した形の）市民（階級に関わりなく市民権が保証され、共通意志・忠誠の目標を持つ）にする必要がある。この結果、エスニーの規模や領域が拡大するのである。広範囲に行き渡った「包摂」の感覚を活性化し、市民の新しい紐帯を創造するためには、イデオロギーによって奮い立たせ、共通の政治的目的のために「動員」する必要がある。そしてネイションの地位を求めるならば、国家の舞台における競争において、権力配分への影響力や権利の主張（つまり「政治化」すること）が必要となる。それなしには文化の防衛も不可能なのである。[61]

ベルギーにおいては一八三〇年の独立革命にこうした要素が見て取れよう。革命派は「ベルギー国民」の名の下、「オランダからの自由と独立」を主張し、[62]市民革命としての独立革命にはブルジョワジーから労働者までが参加した。この一連のプロセスに「包摂」や「動員」の要素を見ることが出来る。

同時にスミスは、ネイションは生存のために「エスニックな核（ethnic core）」を必要とすると言う。エスニックな核とは、統一・包摂のプロセスを通じて形成され、世代ごとに変動しながらも継承される、エスニック文化に特有の伝統を指す。欧州においては「三つの革命（国家の中央集権化による経済の統合、行政管理の専門的官僚化、教育・文化的統一）」以来、支配的エスニーを中心にしてネイションが形成され、国民国家に発展したが、ここでエスニックな核となったのは支配的エスニーの文化だった。支配的エスニーは近隣のエスニーを取り込んで（言語も含めた）文化的な同化・標準化をはかり、ネイションの文化・政治的領域を拡大していった。そして同化しないエスニーは従属的な地位に置かれることとなった。[63]

ベルギーにおいてエスニックな核となる文化は何か。ベルギーの共通の歴史や伝統、文化といったエスニックな要素が、独立革命時に革命派によって創り出され、これがベルギー国民のシンボル（国民の存在のレジティマシーにもなる）の地位にまで押し上げられた、と考えることも出来る。[64] しかし、スミスのネイション形成プロセスの図式から考えると、独立後のベルギーにおいてはフランス語が唯一の公用語（また支配階級の使用言語）とされたが、このことによってフラマン側は支配的エスニック文化に同化することがなかったと考えられる。同化しないエスニーが従属的地位に置かれるのだとしたら、フラマンが低い地位に置かれた原因をここに見ることも出来る。また、同化しないことでアイデンティティの対象になりうるエスニーが残存することになった、とも考えられる。このように独立後ベルギーでは、フラマンのエスニック・ナショナリズムの火種が残され、フラマン側の低い地位がこれに火をつけ、または油を注ぐ要因になったと考えられよう。

2　言語社会学的分析

ベルギーにおいてフラマンがエスニーであると考えた場合、一方のワロンもエスニーとして考えることが出来るかが問題になる。中世以来、伯領や諸都市の独立、分散化傾向が強く、「ワロン」としてのアイデンティティも弱かったため、ナショナリズムも経済的利害から動員されたという要素が強い。しかし、ワロンのナショナリズムは単に経済的利害から発生したものであって、アイデンティティを伴ったエスニック・ナショナリズムとは言えない、ということにはならないのである。

ここで言語社会学の見地からの分析を試みることにする。つまりベルギーにおいて言語に対するアイデンティティ

がどのように創り出されるかを考えるのである。ベルギーでは、私的関係においては多くの場合、土着の地域言語（西フラマン語、ブラバント語、リンバーグ語、ルクセンブルク語など）が使用されるが、これらの言語は国語としての標準語には認知されない。認知されているのはフラマンのオランダ語、ワロンのフランス語、ドイツ語の三言語であり、これらは現在では公用語の地位にある。ベルギー国家のこうした言語政策は土着の地域言語衰退の一因にもなっている。結果として、言語アイデンティティは三つの標準語に対して形成されることとなる。[65] こうした政策は、多数の土着の地域言語をカテゴラライズすることの困難さから、一八三〇年の独立時に既に行われていたが、一八六六年に標準語が近接言語の複合物（例えばフラマン語とオランダ語は同じ言語）として定義されたことにより、前述の三言語が標準語として認知されるようになった。近年は言語法や「言語共同体」の設定により、「国語」という考え方よりむしろ「地域言語」という考え方の方が選ばれる傾向にある。[66]

またベルギーの言語地域は、エスニックな要素のみが作用している純粋に言語的なものと考えられていたが、「地域」というものは社会、経済、政治、文化の作用を反映し、またそうした作用を具体化する社会的構築物である。またそのように考えることが言語やエスニシティ、ナショナリズムの研究において重要である、と最近の先進諸国の地域主義に関する研究は指摘している。エスニックな、文化的な差異は領域的な配置や識別と結びついているからである。アイデンティティや共感も地域の環境（地域的変動に左右される）から生じるものと理解される。[67] ベルギーにおいて言語境界線による行政的分離は、言語共同体間の分裂を制度化した。政治・経済・社会制度を地域別に分離することは人々の注意を「地域レヴェル」に向けさせることとなり、また地域イデオロギーを成長させることにもなった。[68]

こうして見てみると、ワロンもフラマンと同様に（エスニーのような）アイデンティティを伴った言語集団になり

うる、したがってワロンのナショナリズムもエスニック・ナショナリズムと同様のものになりうる、と考えることが出来る。また以上の議論から、フラマンとワロンではナショナリズム運動だけでなく、そのアイデンティティの持たれ方にも相違があると言うことも出来るだろう。

3　A・ヘイスティングズの議論

A・スミスと同様に「近代主義」的アプローチとは異なった議論を展開するナショナリズム論者にA・ヘイスティングズがいる。ヘイスティングズの議論は、ベルギーにおけるネイションとエスニック集団の関係について、本稿におけるこれまでの議論とは異なる点があるが、ヘイスティングズの議論についても見ていくことにしたい。

ヘイスティングズはベルギーという国家の状態について、フラマンとワロンという二つの「エスニシティ」がベルギーという単一の「ネイション」に融合していたが、現在ではこの融合は「幻影がその魔力を失った」ゆえに幾分架空のものになっている、と見る。[69] ヘイスティングズの用語法では、「エスニシティ（Ethnicity）」とは（話される）言語と文化的アイデンティティを共有する集団で、「ネイション」発生以前の全ての社会に存在し、集団間の同一・差異の要素もここで発生する。一方の「ネイション（Nation）」は（書かれる）言語と政治的アイデンティティ、自治権（の要求）を持つ集団で、その自己意識はエスニシティよりも遥かに強い。但し、ネイション形成後もエスニシティに対する忠誠心は消えることはなく、ネイションの下位区分として残存する。[70] いわば、エスニシティは文化的アイデンティティを、ネイションは政治的アイデンティティを特徴とし、エスニシティはネイション形成後も消滅することなく、ネイションの中に残存するものだと言えよう。

しかし、ベルギーを（書かれる言語で特徴づけられる）ネイション、フラマンやワロンを（話される言葉で特徴づけられる）エスニシティとするヘイスティングズの見方は妥当なのだろうか。

ヘイスティングズは、言語の転換（話されるものから書かれるものへ）によって、エスニシティはネイション、またはネイションの統合要素に（自然に）転換すると言う。[71] これが起こるのは、言語は書かれるようになれば安定して、思想を広める力も持ち、使用者も増加する。そうすれば、方言などの存在のために統一性がなかった言語も、内部のギャップが抑制され、優勢な支配的「普遍語（例えばラテン語など）」のヘゲモニーに対抗出来るようになるからである。また言語の転換期には「原初的ネイション（proto-nation）」と呼ばれるものが創り出され、宗教や統治、教育において普遍語ではなく独自の言語を使用することの利益が理解されるようにもなる。[72] このプロセスは左の図のようにまとめることが出来る。

エスニシティ ⟶ 転換期（を経て）⟶ ネイション、またはネイションの統合要素（へと転換）
＝
言語の転換（話されることばから、書かれることばへの転換）
同時に、「原初的ネイション」の発生

この図式にベルギーを当てはめると、エスニシティ（文化的アイデンティティの共有体）であったフラマンやワロンは、言語の転換によって原初的ネイションに、そしてベルギーというネイション（政治的アイデンティティの共有体）の統合要素となり、ここからベルギーという一つのネイションからなる国民国家が出来た、と考えられよう。では、この統合が「魔力を失った幻影」となったのは何故だろうか。

ヘイスティングズは、海外植民地の存在がベルギーというネイションの統合を機能させる要因だったとするが、[73]これだけでは説明は不十分だろう。ヘイスティングズは、エスニシティというものは、ネイション形成後は次第に消えて薄れていくものの、はっきりと消滅するわけではないと言う。ネイションであるということ（Nationhood）は、個々人の内面における想像力が集合的にはたらくことでのみ持続する。[74]いわばネイションは「創造の共同体」であり、そのアイデンティティはエスニシティよりももろい、と言うことが出来よう。結局ネイションに融合されたベルギーにおいても、残存したフラマンやワロンといったエスニシティのアイデンティティの方が強かったと考えられよう。

またヘイスティングズによれば、近代国家では伝統国家（多様なエスニシティを抱えながら存続が可能）とは異なってネイションが創り出される必要がある。ネイションが創り出されることで法、教育制度、愛国心、歴史意識が意識的に共有されるようになり、また強制的な言語の統一が統治者によって行われるからである。ヘイスティングズによれば、近代国家であれば、ハプスブルク帝国のような非国民国家（non-nation-state）においてさえも、政府の政策は国民国家（nation-state）の特徴を帯びてくるのである。またヘイスティングズは、ネイションにとって最も重要な要素は自己意識と考えており、エスニシティとは異なってネイションは必ずしも単一言語コミュニティである必要はない（例えばスイスがこの例）。但しこうしたケースでネイションへの融合を成功させるためには、言語や宗教で異なる諸エスニシティの間の関係が公平で且つ対立がないこと、また国家が特定のエスニシティを特別視しないことが条件となる。[75]前に見たようにフラマンとワロンが平等な地位になかったベルギーは融合を成功させる条件を欠いていたと言える。ここから統合されたベルギーというネイションが「魔力を失った幻影」となった理由も見えてこよう。

ヘイスティングズは国家の近代化にあたって、エスニシティの多様性（例えば異なった言語）を内部で保ちながら存続するためには連邦制などの政策が必要だ、ともしている。[76] ヘイスティングズはこうした点でも、ベルギーが直面した問題に妥当な見方を示していると言える。

4　現在ベルギーにおけるアイデンティティ

ベルギーにおけるエスニック・ナショナリズムの発生・加熱要因を探る中で浮上してきたのはアイデンティティの問題である。しかし（ナショナリティによって統合された）ベルギー国家が存在していながら、一方でフラマンやワロンなどに対するアイデンティティも存在した、という点はどのように考えればよいのだろうか。ベルギーという国家に対するアイデンティティには変化が生じないのだろうか。このような問題について、まず一九九一年の議会選挙後に行われた意識調査を参考にして以下のようにまとめてみよう。[77]

九一年選挙後の調査は次のような指標によって行われた。

一、主要な政治的決定は連邦政府、地方の政府のどちらがとるべきか。

二、ベルギー国家は廃止されるべきか、強化されるべきか。

三、社会保障は地域によって分けられるべきか、連邦政府が果たすべきか。

四、第一のアイデンティティの対象となるものは何か。

五、政治家はベルギー国家と地域のどちらの利益を優先すべきか。

この調査のデータの分析から回答パターンは次の五つに分けられる。

一、統合主義者（unitarists）
二、自立主義者（autonomists）
三、地域主義者（regionalists）
四、半統合主義者（hesitating unitarists）
五、半地域主義者（hesitating regionalists）

一の統合主義者とはベルギーに対してアイデンティティを持ち、地域の自治権拡大に反対し、政治家はベルギーの利益を優先すべきと考える層で、フラマンでは三〇・八％、ワロンでは二八・五％存在する。二の自立主義者とはフラマンには一〇・八％存在するが、ワロンには存在しない。彼らはフラマンに第一のアイデンティティを持ち、政治家はフラマンの利益を優先すべきと考え、また政治レヴェルでのベルギーも不必要と考え、フラマンの独立を求めている。三の地域主義者とは地域の自治の拡大は支持するが分離主義は拒否し、またフラマンやワロンに対してもアイデンティティを持つが、ベルギーに対するアイデンティティの方を強く持っていると言える。地域主義者の割合はフラマンでは三二・八％、ワロンでは一九・一％である。四の半統合主義者と五の半地域主義者の意識は類似している部分が（特にワロンでは）多く存在する。社会保障制度の連邦化（前者は賛成するが後者は反対する）と地域間の連帯に対する態度（前者は懐疑的だが後者は求める）で違いを見せる。前者の割合はフラマンでは一三・二％、ワロンでは一七・二％、後者の割合がフラマンでは一二・五％、ワロンでは一五・五％である。なお、ワロンではどのパターンにも属さない「中立層（neutrals）」も一九・七％存在する（この九一年選挙後の調査結果は表1を参照）。

この調査の結果はベルギーのレジティマシーが低下しているという印象をはっきりと否定している。現在のベル

表1　ナショナルな事柄に関するベルギー人の意識

	フラマン	ワロン
自立主義者 (autonomists)	10.8%	なし
地域主義者 (regionalists)	32.8%	19.1%
半地域主義者 (hesitating regionalists)	12.5%	15.5%
中　立　層 (neutrals)	なし	19.7%
半統合主義者 (hesitating unitarists)	13.2%	17.2%
統合主義者 (unitarists)	30.8%	28.5%
サンプル総数 (100%)	2,497人	1,422人

出典：Bart Maddens, Roeland Beerten and Jaak Billiet, "The National Consciousness of the Flemings and the Wallons. An Empirical Investigation", in Kas Deprez and Louis Vos eds., *Nationalism in Belgium: Shifting Identities, 1780-1995*, Macmillan, 1998, p. 200.

ギーでは、ベルギー国家に強いアイデンティティを持つ者も、中央政府の権力を縮小する国制改革を妨げることは出来ず、政策決定に強い影響力を持っているのはむしろ、地域にアイデンティティを持つ者である。また、ベルギーのナショナリティに関する問題は投票行動で目立った争点にはならない。[78] 連邦化後はフラマンやワロンの地域政府がナショナリズム運動の役割（自立要求やアイデンティティの昂揚）を継承するといった現象も見られる。とは言ってもベルギーのナショナリティの感覚は消滅したとは言えず、むしろ依然として強く残っていると言える。特にフラマンでは九〇%以上が分離には反対し、ワロンでも同様である。またフラマン、ワロン両地域とも第一のアイデンティティの対象はベルギーで、国制改革にも反対する層が約三〇%にも上る。とは言っても、ベルギー国家の統合を望む層はナショナリティの問題には関心を示さず、またフラマンとワロンでは統合主義のイデオロギーが

異なる（多元主義的か、エスノセントリズムか）ことから、マジョリティであるにも関わらず彼らの政策への影響力は小さい。[79]

また一九九一年以降行われているパネル調査でも、国家形態に関しては、フラマンやワロンといった地域が全てを決定すべきと考える者がフラマンでは三六・九％、ワロンでは二〇・九％なのに対して、ベルギーが全てを決定すべきだと考える者の方がフラマンで四七・九％、ワロンで四二・四％と多い。ベルギー国家は最終的に再び強化されるべきと考える者もフラマン、ワロン双方で七〇％を越える。また分離主義（例えば、フラマンとワロンへの分権化をさらに進める）を支持する者はほとんどいない。ベルギー国民の多数派は分離主義に反対し、ベルギー国家の一体性の維持を求めていると考えられる。しかし時折見られる「ベルギー意識」の昂揚は一過性のものに留まり、言語集団を越えた新しい政治勢力や全国政党の形成にはつながらない。[80]

ベルギー国家の一体性を維持する統合要因の一つとして王制の存在がある。今日の欧州の立憲君主制国の一つとして、国王は単独行動で行動出来ず、個人的な権力の行使は出来ない。しかし言語集団間の仲裁役をするなど言語集団を越えた有力な政治アクターであり、「統合の最後の砦」としての役割を持っている。例えば国王の公的場面におけるスピーチは政治的影響力を持ち（例えば、ボードワン国王が一九七六年三月に行った連邦化支持・分離主義反対のスピーチが、分離主義者を抑制）、また内閣成立プロセスへの介入や首相の辞表の受理を拒否することで政権崩壊を防ぐことが出来る（一九八〇年代にマルテンス内閣が「政治危機」に直面した時、国王の意向で再就任し改革に成功したのが例）。[81]

ベルギー国家に対するアイデンティティは依然として残っており、またベルギー国家の一体性の維持が求められて

いるとは言える。しかし前述のように、このような意識を持つ層が政策形成において特に影響力を持っているとは言い難い。ベルギー国家は王制の存在などによって統合が維持されているようにも見える。

表2の調査結果はフラマン側には地域レヴェルに対する帰属感が強いことを示している。この点はフラマン側に三〇％を越える自立主義者が存在していたという点で表1の調査とも共通するだろう。その一方でワロンやブリュッセルでは第一の帰属感の対象となるものにばらつきがあり、特に強い帰属感の対象は何かがはっきりせず、むしろ多様化していると言える（但しここでも、最も強い帰属感の対象にベルギーを挙げる層が三〇％を超え最も多い）。この調査結果を見ると、現在ベルギーにおいて最も強くアイデンティティが持たれているのは何かについて、はっきりと答えるのは難しくなる。むしろ現在のベルギー人のアイデンティティは多様化しており、その多様化したアイデンティティを共存させていると考えられよう。[82] あるいは、フラマンやワロンといった言語集団に強いアイデンティティが持たれる一方で、一体性のある国民国家としてのベルギーが、言語集団間の対立を緩和し深刻化させないための枠組み（王制の存在など）として、求められているとも考えられる。

事実、連邦化のプロセスは、フラマンやワロンにある程度の自治を承認するという形によって国家への凝集力を維持する、あるいは強めるものと考えられてきた。政治家の多数派は、連邦化には賛成するものの分離主義には反対である。しかしチェコ・スロヴァキアの無血分割の影響もあり、最近では政治家の指針が連邦化と分離主義の間で揺れ動き、その立場が曖昧になりつつある。また連邦化・国家再編はベルギーの分離（制度の面だけでなくアイデンティティの面でも）をある程度進めたとも考えられる。分離主義は重大なものとして過大評価されるべきでない。しかし不況の長期化や失業の増加、経済格差の拡大などによる分離主義の高揚現象がしばしば見られ、分離主義は完全に取

表2　ベルギー人の帰属意識

質問：「あなたが最も帰属意識を感じるのはどれですか」

（1位から4位まで順位をつける）

フランデレンの回答者

	1位に挙げた比率	2位　〃	3位　〃	4位　〃
自分の町	49.9	22.8	13.2	14
フランデレン	22	43.4	22.7	12
ベルギー	18.5	24.3	46.8	10.3
ヨーロッパ	9.6	9.5	17.3	63.7

ワロニーの回答者

	1位　〃	2位　〃	3位　〃	4位　〃
自分の町	28.6	22.9	25.5	22.9
ワロニー	22.7	34.2	25.2	17.9
ベルギー	30.3	27.7	34	7.9
ヨーロッパ	18.4	15.2	15.3	51.2

ブリュッセルの回答者

	1位　〃	2位　〃	3位　〃	4位　〃	5位　〃
ブリュッセル	28.6	29.7	29.4	11	1.3
ワロニー	5.8	9.5	17.9	46	20.8
フランデレン	4.1	4.6	7.9	14	69.3
ベルギー	32.3	35.6	22.3	9	0.8
ヨーロッパ	29.3	20.4	22.5	19.9	7.9

1991年6月の調査。ルーバン大学 Bart Maddens 氏提供。
各地域で1000人を層化抽出法により抽出。面接法。無回答・DK の数：フランデレン　39，ワロニー　63，ブリュッセル　245。

出典：三竹直哉「連邦制下の民族対立―ベルギーの言語集団間対立」宮島喬編『現代ヨーロッパ社会論―統合のなかの変容と葛藤』（人文書院，1998年）134ページ。

り除かれたとは言えない。[83]

またベルギーの連邦制は、「ベルギー国家（あるいは国民）」としての統一を破壊するのではなく、維持するように設計されていると言える。かつてマルテンス首相は「共同体」や「地域」のかなりの程度の自治についても、中央政府を補強するメカニズムと関連づけて言及した。しかしベルギーの連邦制は曖昧さも含んでおり、異なった解釈も許すものにもなっている。[84] ベルギーは言語集団のエスニック・ナショナリズムに大きな影響を受けながらも、国家を分離するという選択肢はとらず、連邦化という選択肢を選んだ。しかしここまで見てきたようにベルギーの事情は複雑であり、国家としての統合・一体性はかろうじて維持されているようにも見える。

とは言っても、前述の調査結果などを見れば、ベルギーの国民国家に対するアイデンティティは消滅したとまでは言えず、むしろ依然として残っているというのも疑いないように思える。欧州においても国民国家は文化やアイデンティティの面で重要な位置を占め続けている。

欧州はいずれ、欧州レヴェルと各国民レヴェルでのアイデンティティの間接接合という形態になる、と考えることも出来るが、欧州レヴェルのアイデンティティは各国民レヴェルのアイデンティティを抑えるようになるとは考えにくい。「欧州国民（European Nation）」も少なくとも近い将来に出現するようには見えない。また主なアイデンティティはいまだに各国民レヴェルで構成され、国民レヴェルのアイデンティティは象徴としても、また動員力としてもその力を維持していると言える。[85] また、EUを多言語・多文化の帝国（とは言っても専制君主が支配するようなものではない）の試み（「欧州主義（Europeanism）」）と考える論者も、国民文化や地域言語・文化は統合によって弱まりはするものの、二次的なものとしては残存すると考えているのである。[86] A・スミスは、欧州独自の文化パターン

（ローマ法、キリスト教倫理、啓蒙思想や科学、市民権・民主主義など）も共通の歴史的遺産を創り出し、異なる国民文化を相互に関連づける文化領域を形成するが、これを「多様性の中の統一」と呼ぶことは出来ない。文化的な仮説、形式、伝統の未完成な「混成（mélange）」なのであり、欧州の各民族間の親近感を創り出すのに留まると指摘している（スミスはまた、ベルギーの状態についても、フラマンやワロンといった意識はベルギーへの愛国心の枠内に止まっている、としている）[87]。

ここまでの議論から三つのテーゼのうち、二と三に対する解答も見えてこよう。国民国家はアイデンティティの拠り所として弱体化しているとは言い難い。またエスニック・ナショナリズムも、ベルギーのフラマン・ナショナリズムの起源は一九世紀にまで遡り、先鋭化するのも第一次大戦から戦間期までの時期、及び第二次大戦後である。他の多くのエスニック・ナショナリズムに関しても同じことが言えるだろう（後述）。この点を考えると、近年エスニック・ナショナリズムの台頭が各地で見られるものの、エスニック・ナショナリズム自体は、特にグローバル化などによって誘発されたものとは考えにくいだろう。では最後に残った問題、国民国家は衰退しつつあるのかについて考えることにしたい。

三　国民国家は揺らいでいるか

1　グローバル化と国民国家、超国家的政治単位の関係

これまでの議論で見たように、国民国家は欧州において文化やアイデンティティの面での重要性を失っていない。政治的・経済的な面での欧州統合を国民国家に対する脅威と感じる人々が、EU圏内には存在する（例えばデンマー

クやフランスなど）。またマーストリヒト条約批准プロセスにおいても、文化に関する問題（ナショナル・アイデンティティなど）がEUに対する支持と反対を分ける主な分裂要因となった。その理由として、一八世紀末以降、（国民主義としての）ナショナリズムによって成立し、国民によって構成される国家が、非常に強い形で残り続けてきた、ということが考えられる。と言うのも「国民」の観念は、人々のアイデンティティやルーツといった根元的・原初的な要求に結びつくものであり、農耕社会から続く（伝統的・宗教的な）集団的記憶（これは経済的近代化によって破壊された）を補償するものでもあったからである。したがって国民国家は、EUは巨大で且つ自分たちにとっては遠い存在である、と感じる人々にとっては、EUに対する防護装置のような存在になっている。[88]

また（比較的大きな）エスニック集団・地域の台頭が国民国家を揺らがせているとも言えるが、これによってEUが「欧州合衆国」という形での完全な政治統合に向かうとは考えにくい。前に一九九三年の国制改革で連邦化し、地域も権限が移譲されて自立的になっているベルギーについて見たが、このベルギーでも国民国家はその機能を多く残していると言える。したがって、欧州では国民国家は今後も消滅することはなく、残り続けると考えられる。しかし、同時に、経済のグローバル化はEU統合の必要性を迫っている。実際EU統合なしには他の先進国との競争に対応することは出来ず、またグローバル化した経済・金融の流れに対処（あるいは対抗）することも出来ないだろう。[89]

それではEU統合プロセスが進む欧州において国民国家を取り巻く関係はどのようなものになるのか。この点に関するA・カザンシジルの議論を見ていくことにしよう。

欧州では現在、新しい政治地図が出現しつつある。この政治地図の中では、国民国家は変容はするものの消滅することはなく、EUと部分的に共存するという形を取るだろう。古来、国家は一大国による拡大か軍事的な征服、また

は既存の諸国家の合意によって形成されてきた。しかし欧州統合プロセスはこれとは異なり、各主権国家の主権を欧州共通機構へ委譲するという形を取る。主権国家には警察力、軍事力、領域内で直接的な行政を行う統一的官僚機構といった「ホッブズ的核（Hobbesian core）」と呼ばれるものが存在するが、（ＥＵ内で）これが何によって構成されるかという問題は、これまでの欧州統合プロセスにおいては存在しなかった。マーストリヒト条約はＥＵの共通政策を設定しようとするものではあるが、ＥＵ統合は目下、ウェーバー的な意味での「欧州国家」に向かって動いていることも疑いない。とすれば「ホッブズ的核」はＥＵと国家のどちらに置かれるのかという問題が生じるが、（各国家の主権より上位に位置する）欧州軍や欧州警察機構が創設されることにより、ＥＵの政治機構の権限は拡大する。このことによって国民国家は「ポスト・ホッブズ的（Post-Hobbesian）」、または「ポスト・レヴァイアサン的（Post-Leviathan）」として特徴づけられるようになる。統合プロセスは、最終的には、軍、司法、政策、行政の多くの機能や機構がＥＵに委譲され、これらの機能や機構は国家レヴェルではより限られた部分が残されるようになる、と考えられる。欧州の新しい政治機構は、ＥＵと国家が「ホッブズ的核」を共有し合い、両者が「ホッブズ的」及び「ポスト・ホッブズ的」国家両方の特性を兼ね備えた、「主権の共有」という形を取るだろう。但し、各国議会から「欧州議会」へ立法権と民主主義的レジティマシーを移すことの難しさや、国民レヴェルのアイデンティティがいまだに強いことなどから、こうした形での「欧州国家（あるいは国民）」の完成は、実現が依然として遠いものと考えられる。[90] このような問題点は連邦化後のベルギーでも見られることだろう。

またこのような形で国民国家が変容しても、国民との紐帯となる制度は基本的には変化しない。さらに国民国家はＥＵレヴェルでは統御し得ない機能、例えば経済において、グローバル・レヴェルと共同体や個人といった下位レ

ヴェルを仲介する機能などを持ち続けるだろう。また国民の参加に関係する、社会の統合・結束、異なる社会・エスニック集団間の平和的共存、教育、都市問題への対処などは国民国家の枠内の機能であり続けるだろう。[91] そしていくつかの地域では、国民国家の機能と権力が上のレヴェルのＥＵに委譲されるだけでなく、下のレヴェルの地域や州に対しても委譲されるだろう。[92]

カザンシジルの議論にしたがえば、欧州においてはグローバル化に対応するためのＥＵ統合が進められるが、一方で国民国家も（特に民主主義的レジティマシーの点では）その重要性がなくなるわけではないため、国民国家がＥＵに融解して消滅するというわけではない。しかし国民国家も変容は免れず、主権を一部ＥＵに委譲する必要があるが、そのことによってＥＵと共存するのである。またその一方でエスニック集団・地域の台頭現象が見られるが、国民国家はこれらと共存したり、地域に権限を移譲することなどが求められる（本稿で見てきたベルギーがその例）。欧州のいくつかの地域ではＥＵ、（変容した）国民国家、エスニック集団・地域の三つのレヴェルの政治・社会単位が、比較的調和をとれた関係を築いて併存する「三空間併存」（梶田孝道）のような関係が形成されつつある、と考えることも出来るだろう。[93]

では、このような三つのレヴェルが併存し調和をとりうる、いわば重層的な関係はどのように形成されるのか（特にエスニック集団・地域と他のレヴェルとの関係）について、その一つの例を、ＥＵ、ベルギー、フラマンやワロン、の三者の関係に見ることが出来る。三つのレヴェルの関係のうち、ベルギー国内における国家と地域の二つのレヴェルの間の併存関係については、既に見た連邦化のプロセス（一九八〇～九三年）においても見ることが出来るが、この併存関係はＥＵ統合の進展によって可能になったとも言える。

一九八〇年代に入るとECの存在と統合の実現がより現実味を帯びたものになった。EC委員会の政策は国民国家の主権を制約する方向にあり、ベルギー政治は長期的には欧州レヴェルに解消されるという認識も生じた。特に不況の影響が深刻だったワロンでは、ベルギー政府よりECの経済政策の影響に関心が寄せられるようになり、それまで国家との関係のみで捉えられてきた連邦化のメリット・デメリットが欧州レヴェルで再考されることとなった。ベルギーは経済面で国外依存率（特にECとの関係）が高く、ベルギーの国家と地域が開放的であることが必要である（したがってベルギー国家の利益はECの市場統合と一致し、一九六〇年代以降、ベルギーはEC統合を一貫して支持してきた）。この欧州の文脈では、ベルギー国家の維持と連邦化とがゼロ・サム的でなくなり、国家と地域の共存が可能であるという認識も高まった。民族・文化的差異に起因する地方分権化は、従来は経済面でマイナスであることが多かったが、EU統合（特に経済統合）がこのデメリットを最小限にしたとも考えられる。またEUの政治統合の枠組みはエスニック集団間の紛争の抑制を外部から保障するものとも考えられる。[94] こうした点にベルギー・EU間には併存可能性が存在したと見ることも出来るだろう。

「EU内で三つのレヴェルの重層的な関係下にあるベルギー」について見ていくことで、地域がどのような形で他のレヴェルと「併存」しうる政治的単位となっているかも見えてくるだろう。既に述べたようにベルギーでは一九九三年の改革で「共同体」や「地域」には外交権限（一定の制限はある）が付与されたが、既に一九八〇年には条約の批准には国会だけでなく（三つの）「共同体」議会における批准も必要となった。これはベルギーがマーストリヒト条約を批准する際にも必要となった。さらに九三年以降は「地域」議会での批准も必要になった。また、EUの教育や産業に関する政策が「共同体」や「地域」に直接影響を及ぼすようになり、「EC構造基金」から「共同体」や

「地域」への直接援助など、「共同体」や「地域」がベルギー・EU関係に影響を及ぼしたり、EUと直接的な関係を持つようになってきている。[95]「共同体」や「地域」がEU内において一つのアクターとなっていると見ることが出来るだろう。

またEUの条約は州・地域の要求にかなったメカニズムをつくり出している。州・地域の要求とはEUの制度に正式の代表を送り込むことである。ベルギーについて見てみると、九三年の改革によって欧州閣僚理事会に「共同体」や「地域」の代表が出席出来るようになった。代表方式は連邦政府の代表と「共同体」・「地域」の代表のどちらかが排他的権限を持つか、あるいはどちらかが主導で権限を共有するか、によって四つのカテゴリーに分けられる。但し、両者の間でのコンセンサスの一致や、「共同体」・「地域」の独自の意見以上にベルギーの集合的意見を代表することが求められるなど、連邦政府の方が高い位置にある。[96]

このようにEU内のいくつかの地域では三つのレヴェルが併存し調和をとり合う関係において、（国家より下位の）地域が他のレヴェルと併存しうる政治的単位となっていると言える。また、グローバル化に対処（あるいは対抗）するためにEU統合が進められ、さらに国民国家は主権の共有などによってEUと重層的な関係に置かれることにより、EUと調和のとれた関係を築くことが出来るのだとすれば、国民国家はEU内の重層的関係の中でグローバル化に対処し、生存することも可能だと考えることが出来るだろう（但し現段階では、こうした関係が築かれているのはベルギーなどのいくつかの地域になるだろう）。

以上の議論からすれば、国民国家はグローバル化（とそれに伴うEUのような超国家的政治単位の形成）によって変容はしているものの、必ずしも衰退に向かっているとは言い難い、と考えられよう。

2　「補完性原理」と連邦制

国民国家は、ＥＵのような超国家的政治単位の中で、他のレヴェルの政治単位との重層的な関係に置かれることにより、グローバル化に対処することが出来るのだとすれば、このような関係の形成において何が重要になってくるのだろうか。特にベルギーのようにＥＵ統合と利益が一致しているような場合でなければ、併存関係を可能にする原理がより必要となるだろう。

個人の生活は、国際政治や国際経済によって影響される部分から身のまわりまで様々なレヴェルから成り立っており、各レヴェルが「補完」しあい、調和を取り合うことによって安定した社会が営まれると考えられる。このような考え方を「補完性（サヴシディアリティー）の原理」という。具体的にはＥＵ統合はＥＵと国家、下部の地方自治体が権限と役割を明確に区分しあい、集権化と同時に分権化をはかり、多様性を維持しようとすることを意味する。このことで国民国家の枠組みが上下でゆるみ、全体が柔構造になるのである。[97] 現在の欧州に見られるような重層的な関係の形成においては、この「補完性原理」が重要になるだろう。ＥＵにおいては、「補完性原理」は例えば、マーストリヒト条約の前文と三ｂ条で明文化され（ＥＵは排他的権限に属さない分野では、構成国では十分に達成できないか、規模・効果の点でよりよく達成できる場合にのみ行動する、とされた）、アムステルダム条約の議定書においても詳細な規定がなされている。

この「補完性原理」は、国民的アイデンティティ喪失に対する懸念などの点から、ＥＵと国家の間の関係において特に重要なものになると考えられる。では国家と地域の間の関係において特に重要になるのは何であろうか。

「補完性原理」のもととなる「補完性」という思想は西欧の政治思想史のほぼ全域にわたって浸透しており、典型

的な西欧の政治文化と言える。[98]「補完性」の概念には、下位の自主独立体が単独で十分に目的達成が可能な場合、高位の構成体の介入は出来ない、またはするべきでないというネガティヴな概念と、下位の自主独立体が単独では十分な目的達成が不可能な場合、高位の構成体の介入は可能である、またはすべきであるというポジティヴな概念が存在する。[99]「補完性」の思想の（特にネガティヴ概念の）最初の主唱者と考えられるのは一七世紀のカルヴァニズム理論家のJ・アルトゥジウスで、彼はカトリックの教皇やルター派の君主から都市の自治権を守ろうとしたのである。この「補完性」の思想はその後、ロックやモンテスキュー、W・フォン・フンボルトらによって引き継がれた。フンボルトは「補完性」思想を自由意志論的に解釈したと言われる。[100]

一九世紀にはこのフンボルト以外にも「補完性」思想の理論家としてP・プルードンなどがいたが、カトリック教会も社会的意識からこの「補完性」の思想を重要な原理として確立した。一八九一年のレオ一三世の「労働問題に関する回勅（Rerum Novarum）」には社会問題に対する国家の義務を説く「補完性」のポジティヴ概念が見られる。また一九三一年のピウス一一世の「回勅（Quadragesimo Anno）」では「補完性機能の原理（the Principle of "subsidiary function"）」ということばが明記された。ここにおいて「補完性」の思想が明文化されたのである。ここではピウス一一世の、行政国家的支配の社会への拡大に対する懐疑が表現されており、この背景にはナチズムやファシズムの台頭がある。教会は市民社会の中間団体としての自立性を守ろうとしたのである。ここでの「補完性」はネガティヴ概念である。[101]

ローマ・カトリック教会は「補完性」という思想を確立したが、それによって守ろうとしたのは家族や職能団体のような社会集団、または個人である。しかし「補完性」の思想は領域的な集団の関係、つまり国家と州・地域の関係

にもその適用範囲が拡大されるようになった。一九四九年に制定された旧西ドイツ基本法三〇条や七二条（Bund と Länder, つまり連邦国家と州の関係）にこれを見ることが出来る。[102]「補完性」という思想を領域的な社会集団に適用したものが連邦制と言えるだろう。事実、アルトゥジウスは神と人間の紐帯を意味する聖書的概念（＝foedus）を社会集団に適用して「連邦主義（Federalism）」の語源をつくったと言えるし、自由意志論的「補完性」概念はアメリカ合衆国憲法修正第一〇条や一八四八年のスイス憲法第三条などに見られるように、連邦制国家の憲法に影響を与えている。[103]

この連邦制の拡大、または連邦形成の協定がエスニック・ナショナリズムの対処に有効だとA・スミスは言う。スミスによれば、既存の国家を解体することなく、全体として国家政府とエスニーの両者を満足させることは、連邦制によって可能である。第三世界以外のいくつかの国では、連邦形成の協定がエスニック集団間の対立を最小限にし、領土と結びついたエスニック集団に文化・経済的自立を許し、彼らのアイデンティティと文化を政治的に保障するのに役立っている、とスミスは言う。[104] しかし、旧ユーゴスラヴィアの例などを見えば、スミスのこの議論にはその妥当性の点で問題が残る。連邦制とエスニック・ナショナリズムの関係を、ベルギーの事例を見ながら考えてみることにする。

欧州の大陸諸国（ベネルクス諸国、スイス、オーストリアなど）は文化的に多元的な社会であり、言語や宗教などがサヴカルチャーを構成したり、クリーヴィッジを生み出している。これらの大陸諸国では、一九世紀後半以来、異文化間の関係を調整して社会を安定させる独自の社会・政治構造が存在した。つまり社会が複数の「霊の家族（Spiritual Families）」と呼ばれるサヴカルチャーに分裂して、社会組織、教育、メディアなどが柱状に構成され、い

わば「列柱化（Verzuiling）」されているのである。列柱化された各サヴカルチャーは各々対立し合う勢力ではあるが、列柱間の政治紛争は政治的利益を代表する政党エリート間の妥協・調整によって解決され、社会を安定させている。このような構造をV・ローウィンは「仕切られた多元主義（segmented pluralism）」、A・レイプハルトは「多極共存型民主主義（consociational democracy）」と呼んでいる。ベルギーにおいてはカトリック、自由主義、社会主義の三つの列柱が存在した。[105] 列柱構造はこれら宗教・階級間の対立を調整してきた。列柱構造にはまた、一九世紀にフラマン・ナショナリズムの顕在化を遅らせる役割もあった。[106]

しかし一九五八年の学校協定成立後は、宗教や階級による対立に代わって言語による対立が激化し、各サヴカルチャーを代表する三つの主要政党が言語集団間対立の影響で分裂するという事態を引き起こした。はじめにカトリック政党が分裂、ついで自由主義政党も分裂、さらに六〇年代には分裂することのなかった社会主義政党も七八年には分裂し、一九八八年には国民政党が完全に崩壊した。もはや言語集団間の対立を緩和し、双方の敵対感情を弱めるという機能を国民政党は果たせなくなり、言語境界線の両側で、有権者のかなりの支持を獲得できる国民政党は姿を消したのである。[107] ローウィンの言う「仕切られた多元主義」の構造は、言語集団・地域間の格差から生じた問題を解決出来ず（これも原因となって）、現在は非常に弱まっている。[108]

A・ステパーンによると、複数の民族・エスニック集団が存在する政治形態において民主主義的な統合を進めるのであれば、マイノリティの諸権利を保障しつつ、政治的統合と（民主主義的）体制への忠節を促進させるような領域設定と制度が必要になる。このような制度として、文化的（非領域的）な問題において必要になるのは、（上述した）レイプハルトの言う「多極共存型民主主義」のような制度（巧妙につくられた権力配分システム）である。代議制に

ついても（つまり議会制度や選挙制度で）マイノリティへのインパクトが考慮される必要があるが、多民族政体下の代議制において領域的な要素が関係してくれば、連邦制が重要なものとなってくる[109]（この多民族政体における連邦制の問題については後に検討する）。

しかし、連邦制が多民族政体の維持にいかに重要な制度であると言っても、エスニーに対する配慮のみがここで求められるのではない。スミスが言うように連邦制が広い範囲にわたる文化的・経済的自立をエスニーに許し、中央集権制の強化や国家干渉の拡大を阻止するのだとしても、エスニーの側にも、エスニックな熱望と独自の国民国家形成の要求とを切り離すことや、「国家とネイションの一致（national congruence）」の要求を諦めることが要求されるのである。また、エスニーは独自のアイデンティティを犠牲にする必要はないが、より高い水準の「市民的ナショナリズム（Civic Nationalism）」を発展させる必要がある、ともスミスは言う[110]。

この「市民的ナショナリズム」とはどのようなものと考えればよいのだろうか。C・テイラーによれば、ナショナリズムには旧ユーゴスラヴィアのボスニア内戦で猛威をふるったようなものもあるが、その一方で「リベラル・ナショナリズム（Liberal Nationalism）」と呼ばれるものも存在する[111]。

テイラーは、今日ナショナリズムが存在する地域（異なったエスニック集団が存在する場合もある）においては、諸権利と平等な市民権（全成員が享受）が保障されるリベラルな体制が、近代化として望まれていると言う。これらのナショナリズムは、革命（おそらくはフランス革命やアメリカ独立革命など）の根拠付けとなった愛国主義への熱情に取って代わって現れたものだが、この革命で「自由な人間（free men）」になることを求めた「国民（Nation）」は女性や奴隷を排除したものだった。また欧州の初期のナショナリズムにおける「国民」の概念にも、リベラリズム

の憲法的原理とは相容れない部分が含まれていたのである。また「リベラル・ナショナリズム」においても、市民が平等でなければならないという原理と、全ての市民を「国民（文化的に同質）」に統合出来るわけではないという現実との間に、緊張が存在する。[112] しかし「リベラル・ナショナリズム」を「市民的」なナショナリズムの理念型として見ることも出来る。ナショナリズムには危険性が存在するが、同時に専制的体制の変革や民主化に直接結びつかないまでも、それらの付随的動機になることも多く、また虐げられた民衆の自尊心の源泉にもなりうる、とスミスは指摘している。[113]

このようにエスニック・ナショナリズムもリベラリズム・民主主義と結びつきうるのなら、スミスが言うような「市民的ナショナリズム」がどのようなものかも見えてこよう。言い換えれば、エスニーの側はそのナショナリズムをリベラルな民主主義に適応させる必要があると言える。

多民族政体において連邦制が重要となり、同時にリベラルな民主主義が要請されるのだとしたら、民主主義的な連邦制をどのように構築するかが問題になるだろう。しかしA・ステパーンによれば、従来民主主義は単一民族・文化政体において可能になるものであり、国民国家形成と民族・文化の多様性とは両立しないと考える論者が多かった。例えばJ・S・ミルやD・ロストウ、D・ミラーらがそうである。R・ダールも多民族政体における民主主義は不可能ではないとしながらも、政体内の諸個人・諸集団がその政治的共同体の構成員であるということが明確でなければ、政体内部の問題を民主主義理論によって解決するのは不可能だとしている。こうした理論には「一民族・一国家」を主張するゲルナーの議論と共通性がある。前述のようにゲルナーは、人は所属する政治的共同体の文化を共有しない場合、その文化に同化するか、そうでなければ政体を変えなければ満足した情況下に置かれない、としているのである。[114]

しかし比較的同質性のある国民国家というものは現実には少数であり、また多くの非民主主義的国家には同一のハイカルチャーというものが存在しない。こうした場合、民主的方法によって国家内に文化の同一性を創り出すには、政治的境界線の引き直しか文化的同化が選択肢だとゲルナーは言う。国家を二つ以上の国家へ分離すること自体は非民主主義的ではない。しかしチェコ・スロヴァキアのように集団が比較的はっきりとした文化的領域に区分されている場合を除いて、国家・文化の一致のための国境の引き直しは、民主的且つ簡単には受け入れられない。また今日、支配的なマジョリティの文化へ同化することは、一九世紀や二〇世紀初頭よりも遥かに複雑で問題がある。[115]

結局エスニック・ナショナリズムに対処するためには連邦制に頼ることになりそうだが、同時に民主主義も多民族政体に関わらず必要になるのだとすれば、連邦制と民主主義をいかに一致させるかの要件を考える必要がある。ステパーンが考えるこれらの要件をまとめれば以下のようなものになる。[116]

- 国内において領域的な政治的下位単位（sub-unit）がいくつか存在し、同時に全国的な政治的単位が存在していること。
- 下位単位内ではその市民が排他的に有権者となっていること。また議員が全国から選出される議会も少なくとも一つは存在すること。
- 両政治的単位の立法権・政策形成権が憲法によって保障され、それぞれに自立的な政策形成領域が存在していること。
- 市民が二つの政治的単位（全国的と下位）両方に対して忠誠、帰属感を持つこと。

また近代の全ての民主主義的連邦制においては上・下両院が存在するが、多民族政体における連邦制においては上

院（地域や州の代表によって構成される）が重要な役割を持っている。と言うのも多民族政体においては、言語、宗教、教育、市民権などに関わる問題（マイノリティが民族・文化面で特別の利益を持っている）は、マイノリティが投票・拒否権を行使出来る場所で処理されるべきだからである。多民族民主主義ではまた、効率とレジティマシーにおける緊張が特に高い傾向にある。地域マイノリティにとって特に重要な問題に関して発言権を有する上院が、十分に広い政策的視野を持っていれば、連邦制はマイノリティが中央に対してアイデンティフィケーションするのを助ける役割をする。また市民が高い程度でアイデンティティを持つことが連邦制のレジティマシーを強めるのである。多民族政体においては、バランスのとれた民主主義的連邦制が、政治的下位単位にその差異と自立性を憲法上保障しながら、市民を政治体制に統合するのを助けるのである。(117)

以上のようなステパーンの連邦制論からベルギーの連邦制を見てみるとどうだろうか。フラマンやワロン（「共同体」と「地域」）という政治的下位単位とベルギー国家という全国的政治単位の存在、全ての議員が国民から直接選出される国民の直接代表機関としての下院と「共同体」・「地域」議会（市民が有権者）の存在（前者にも後者にも立法権が付与されている）、中央政府と「共同体」・「地域」のそれぞれが管轄する権限領域の存在など（これらは全て憲法に規定されている）、ステパーンが考える民主主義的連邦制の要件に一致する点は多い。また上院が「共同体」や「地域」の代表機関となったことや、アイデンティティが多様化しベルギー国家とフラマンやワロンといった地域の両方にアイデンティティが持たれていることなど、エスニック・ナショナリズムとの関係でも興味深い点がある。以上の点からすると、言語集団間対立によって中央集権型国家から連邦制に移行したベルギーの連邦制は、エスニック・ナショナリズムへの連邦化による対処の一つの成功例と考える事も出来るのではないだろうか。

スミスやテイラー、ステパーンの議論から、（領域的要素と結びついた）エスニック・ナショナリズムの高揚に対しては連邦制の導入によって、既存の国家を解体することなしに、エスニック集団の文化・経済的自立やアイデンティティの保障を可能にすることが出来ると考えられる。したがってEUの重層的関係における国家と地域の間の関係では連邦制が重要なものになると考えられる。

また同時に、エスニック集団の側も民主主義に適応することが要求され、多民族政体下において民主主義を維持するためにも連邦制が求められのだとしたら、民主主義と一致する条件（例えばステパーンの示した条件）に適った連邦制が必要になるだろう。その意味でもベルギーの連邦化は注目に値するのではないだろうか（但し、近年のベルギーでは、連邦制度の複雑さと政府間関係の複雑さから、政治システムそのものへの不信感が強まっているとも言われる[118]。これはベルギーの連邦制の今後の課題となるだろう）。

おわりに

本稿で明らかにしようとした主要な問題は現在の国民国家をめぐる問題である。またそれに関係した問題としてエスニック・ナショナリズムの問題についても考えた。

本稿ではまずベルギーの政治史を見ることからはじめた。国民国家として成立したベルギーにおいてフラマンとワロンという言語集団間の対立が発生し、激化するこの対立が連邦化による解決を迫り、この連邦化によってベルギーの国家形態は大きく変容していった。このプロセスを見る中で、言語集団間対立は低い地位に置かれたフラマン側の地位を向上させる運動を発端としていること、またE・ゲルナーやM・フロッフの議論からこのフラマン運動はエス

ニック・ナショナリズムの運動と言えることがわかった。エスニック・ナショナリズム運動はグローバル化によって国民国家の枠組み（と同時に国民国家への忠誠心としてのナショナリズム）が弛緩したことにより、別のアイデンティティの拠り所が求められることから発生したとする見方も存在する。しかし今日のエスニック・ナショナリズム運動の多くは第二次大戦前に活動を起こしており、中にはその起源を一九世紀にまで遡るものもある[119]（ベルギーのフラマン・ナショナリズムがこの一例と言える）。エスニック・ナショナリズムはグローバル化などによって誘発され、発生してきたとは言い切れないだろう。

またエスニック・ナショナリズムが強力なファクターとなりうる原因を探る中で浮上してきたのもアイデンティティの問題であるが、ベルギーにおいては国民国家に対するアイデンティティは消滅したとは言い切れない。また欧州においても国民国家は文化やアイデンティティの面でいまだに重要であり、アイデンティティの拠り所としての国民国家は弱体化しつつあるとは言えないだろう。

では国民国家はグローバル化によって衰退しつつあるのか。この疑問に対しても、ＥＵ統合下の欧州では重層的且つ各レヴェル（ＥＵ、国家、地域）の間で調和のとれた関係が形成されつつあると考えれば、国民国家はこの関係下においてグローバル化に対処し生存することが可能だと考えられよう。ここで注目に値するのはＥＵにおける「補完性原理」である。またエスニック・ナショナリズムの台頭によって国民国家が解体の危機に瀕するといった事態も考えられる。Ａ・スミスは先進諸国では連邦制がこれを回避可能にすると主張するが、これにはＡ・ステパーンが考えるような民主主義と連邦制が一致するための条件が求められる。この点ではベルギーの連邦制に注目する点があると言える。

国民国家を外側と内側から揺るがすような動きが見られるが、そうした動きによって国民国家を衰退・解体の方向に導かないようにすることが出来る一つの例を、ＥＵやベルギーは示していると言えるだろう。[120]

（1）野田宣雄「国民国家から帝国へ」野田編著『よみがえる帝国――ドイツ史とポスト国民国家――』（ミネルヴァ書房、一九九八年）一一～一六ページ。同「ネーション＝ステートから帝国へ」（『法学論叢』一三八巻一・二・三号、一九九五年）三二～三五ページ。同じような議論として、Michael O'Neill, "Reimaging Belgium: New Federalism and the Political Management of Cultural Diversity", *Parliamentary Affairs: A Journal of Comparative Politics*, Vol. 51, No. 2, 1998, pp. 241-242. 但し野田の議論では、国民国家の枠組みが揺らいでいるとはされているものの、国民国家がＥＵなどに融解し、一方ではエスニック集団・地域に分裂していく、といった見方はとられていない。野田はグローバル化が進展しても国民国家が直ちに消滅するとは考えず、むしろ国民国家の持つ意義を（特にエスニック・ナショナリズムに対しては）積極的に認めようとする。野田はＳ・ハンティントンの議論を取り入れて、「帝国」（文明を基盤としながら優越した国家を中心にハイアラーキー的に形成される）が今後の世界秩序の単位になるとしている。これらの議論については、野田「国民国家から帝国へ」二四～二六、二八～四〇ページ。同「ネーション＝ステートから帝国へ」四〇～五〇ページ。ゲルナーやアラートの議論については、Ernest Gellner, "Nationalism and the Development of European Societies", in Jyrki Iivonen ed., *The Future of the Nation State in Europe*, Edward Elgar, 1993, pp. 27-30. Erik Allardt, "The Nation State and Nationalism with Different Forms of Technology", in J. Iivonen ed., *op. cit.*, pp. 95-96.

（2）ベルギー独立革命に関しては以下のものを参照。栗原福也『ベネルクス現代史』（山川出版社、一九八二年）六二～六五ページ。石坂昭雄「ベルギー『市民革命』と『産業革命』――その自由主義体制の経済的基礎――」岡田与好編『近代革命の研究（下）』（東京大学出版会、一九七二年）二八～三二ページ。Val Lorwin, "Belgium: Religion, Class, and Language in National Politics", in Robert Dahl ed., *Political Opposition in Western Democracy*, Yale University Press, 1966, pp. 149-150. 独立革命においてブルジョワジーが重要な役割を果たしたこと、また独立後のブルジョワ民主主義体制については、E. Lamberts, "Belgium since 1930", in J. C. H. Blom and E. Lamberts eds., *History of the Low Countries*, Berghahn Books, 1999, pp. 314-315. またブラバント革命については、栗原、前掲書、五九ページ。V. Lorwin, *op. cit.*, p. 149. Lode

Wils, "The Two Belgian Revolutions", in Kas Deprez and Louis Vos eds., *Nationalism in Belgium: Shifting Identities, 1780-1995*, Macmillan, 1998, pp. 33-34.

(3) L. Wils, *op. cit.*, pp. 36-37.

(4) この点については、一九一〇年代にワロン側の利益のために行政を分離しようとした運動が失敗に終わったこと、またこの運動においても「ベルギー」というナショナリティは維持され、異なる言語集団を統合する精神的核としては残存する、と考えられていたことなどに見て取れることが出来よう。Chantal Kesteloot, "The Growth of the Wallon Movement", in K. Deprez and L. Vos eds., *op. cit.*, pp. 144-145.

(5) Jaan Kaplinski, "The Future of National Culture in Europe", in J. Iivonen ed., *op. cit.*, pp. 111-113.

(6) E. Gellner, *op. cit.*, pp. 19-20, pp. 22-23. また、Ernest Gellner, *Nation and Nationalism*, Basil Blackwell, 1983, pp. 27-28, pp. 32-33, pp. 33-38.（加藤節監訳『民族とナショナリズム』岩波書店、二〇〇一年、四七、五五、五七～六五ページ）も参照。

(7) E. Gellner, "Nationalism and the Development of European Societies", p. 23. また、E. Gellner, *Nation and Nationalism*, pp. 33-38.（邦訳、五七～六五ページ）も参照。

(8) Aira Kemiräinen, "Patoriotism and Nationalism", in J. Iivonen ed., *op. cit.*, pp. 34-35.

(9) *Ibid.*, pp. 35-37, p. 54.

(10) Paavo Väyrynen, "Nation State: Some Basic Concept and Definition", in J. Iivonen ed., *op. cit.*, pp. 13-14.

(11) Val Lorwin, "Linguistic Pluralism and Political Tention in Modern Belgium", in Joshuna Fishman ed., *Advances in the Sociology of Language*, Mouton, 1972, pp. 388-389.

(12) V. Lorwin, "Belgium: Religion, Class and Language in National Politics", p. 154. V. Lorwin, "Linguistic Pluralism and Political Tention in Mordern Belgium", p. 386. 津田由美子「ベルギー／ルクセンブルク」小川有美編『EU諸国』（自由国民社、一九九九年）三六二～三六四ページ。同「ベルギー」馬場康雄・平島健司編『ヨーロッパ政治ハンドブック』（東京大学出版会、二〇〇〇年）一八三～一八五ページ。宗教対立の背景については、E. Lamberts, op. cit., pp. 322-324. も参照。

(13) L. Vos, "The Flemish National Question", in K. Deprez and L. Vos eds., *op. cit.*, pp. 83-84. V. Lorwin, *op. cit.*, p. 389,

391.

(14) E. Gellner, "Nationalism and the Development of European Societies", p. 23. E. Gellner, *Nation and Nationalism*, p. 1. (邦訳、一～二ページ)。Brendan O'Leary, "Ernest Gellner's diagnoses of nationalism: a critical overview, or, what is living and what is dead in Ernest Gellner's philosophy of nationalism?", in John A. Hall ed., *The State of the Nation: Ernest Gellner and the Theory of Nationalism*, Cambridge University Press, 1998, p. 46-47.

(15) E. Gellner, *Nation and Nationalism*, pp. 64-67. (邦訳、一〇九～一一三ページ)。

(16) B. O'Leary, *op. cit.*, pp. 48-54. E. Gellner, *op. cit.*, pp. 88-109. (邦訳、一四八～一八三ページ)。

(17) Miroslav Hroch, "Real and constructed: the nature of the nation", in J. Hall ed., *op. cit.*, pp. 91-96.

(18) *Ibid.*, pp. 95-96.

(19) Louis Vos, "The Flemish National Question", in K. Deprez and L. Vos eds., *op. cit.*, pp. 84-86. E. Lamberts, op. cit., pp.328-330.

(20) *Ibid.*, pp. 85-86. V. Lorwin, "Belgium: Religion, Class and Language in National Politics", pp. 158-160. V. Lorwin, "Linguistic Pluralism and Political Tention in Modern Belgium", p. 390. E. Lamberts, op. cit., pp. 318-320. 津田由美子「ベルギー柱状化に関する一考察――第一次大戦前の組織化過程を中心に――」(『姫路法学』第三一・三二合併号、二〇〇一年) 三〇四～三〇五ページ。ローウィンは初期のフラマン運動において「言語」が強調されたことが、長期にわたってフラマンの社会・経済的劣性から目を逸らせるように影響した、としている。

(21) L. Vos, *op. cit.*, p. 87.

(22) *Ibid.*, pp. 88-90. E. Lamberts, op. cit., pp. 349-351. また戦間期のベルギーにおける言語問題については、津田由美子「戦間期ベルギーにおける言語問題の展開」(『国家学会雑誌』第一〇五巻五・六号、一九九二年) が最も詳しい。同論文、四九七～五〇〇、五一一～五二〇ページを特に参照。

(23) L. Vos, *op. cit.*, p. 91. E. Lamberts, op. cit., pp. 371-372. V. Lorwin, "Belgium: Religion, Class and Language in National Politics", pp. 168-169. 栗原、前掲書、二二七～二三〇ページ。

(24) L. Vos, *op. cit.*, p. 94.

(25) Ibid, p. 91. フラマン人民同盟（VU Volksunie）の主張、政治路線については、Jos Bouveroux, "Nationalism in Present-Day Flanders", in K. Deprez and L. Vos eds., *op. cit.*, pp. 214-215. 及び、E. Lamberts, op. cit., p. 377. も参照。

(26) Aristide R. Zolberg, "Transformation of Linguistic Ideologies: The Belgian Case", in J.-G. Savard and R. Vigneault eds., *Les Etats multilingues/Multilingual Political Systems*, Les Presses de l'Université Laval, 1975, p. 446, pp. 448-449, p. 451, pp. 459-460, pp. 464-465. 梶田孝道「言語紛争の政治化――ベルギーにおける分裂と統合」『エスニシティと社会変動』（有信堂、一九八八年）一三八～一五〇、一六一ページ。

(27) L. Vos., *op. cit.*, p. 92.

(28) Louis Vos, "Nationalism, Democracy and the Belgian State", in Richard Caplan and John Feffer eds., *Europe's New Nationalism: State and Minorities in Conflict*, Oxford University Press, 1996, pp. 94-95.

(29) L. Vos, "The Flemish National Question", in K. Deprez and L. Vos eds., *op. cit.*, p. 92.

(30) Anthony Mughan, "Modernization and Ethnic Conflict in Belgium", *Political Studies*, Vol. 27, No. 1, 1979, p. 26. E. Lamberts, op. cit., pp. 370-371, p. 377. 梶田、前掲論文、一五〇ページ。

(31) C. Kesteloot, *op. cit.*, pp. 140-150. V. Lorwin, *op. cit.*, pp. 171-172. E. Lamberts, op. cit., pp. 374-375, Pieter Saey, Christian Kesteloot and Christian Vandermotten, "Unequal Economic Development at the Origin of the Federalization Process", in K. Deprez and L. Vos eds *op. cit.*, pp. 170-175. 梶田、前掲論文、一五四～一五八ページ。

(32) Philippe Destatte, "Present-Day Wallonia. The Search for an Identity without Nationalist Mania", in K. Deprez and L. Vos eds., *op. cit.*, p. 222. 戦後のワロンにおける人口的マイノリティ化については、梶田、前掲論文、一五一～一五三ページ、も参照。

(33) V. Lorwin, *op. cit.*, p. 171. 梶田、前掲論文、一五〇～一五一ページ。

(34) A. Mughan, *op. cit.*

(35) L. Vos, *op. cit.*, p. 95. ベルギーのキリスト教民主主義については、Emmanuel Gerard, "Christian Democracy in Belgium", in Emiel Lamberts ed., *Christian Democracy in the European Union (1945-1995)*, Leuven University Press, 1997. も参照。

(36) Rolf Falter, "Belgium's Peculiar Way to Federalism", in K. Deprez and L. Vos, *op. cit.*, p. 182. John Fitzmaurice, *The Politics of Belgium: A Unique Federalism*, Hurst & Company, 1996, pp. 123-124. M. O'Neill, *op. cit.*, pp. 247-248. 三竹直哉「連邦制ベルギーの国家とアイデンティティ」(『国際政治』一一〇号、一九九五年)一一五～一一六ページ。若林広「ベルギー国家の再編成――連邦化と新しいヨーロッパ」蝋山道雄・中村雅治編『新しいヨーロッパ像をもとめて』、同文社、一九九九年、一九七～一九九ページ。

(37) R. Falter, *op. cit.*, pp. 182-183. 若林、前掲論文、一九八ページ。

(38) J. P. De Bandt, "The Primacy of Community law", in M. A. G. Van Meerhaeghe, ed., *Belgium and EC Membership Evaluated*, Pinter Publishers, 1992, p. 126.

(39) 栗原、前掲書、二八四ページを参照。

(40) M. O'Neill, *op. cit.*, p. 248. 若林、前掲論文、一九九ページ。

(41) R. Falter, *op. cit.*, pp. 183-184. E. Lamberts, op. cit., pp. 379-380. 三竹、前掲論文、一一六ページ。若林、前掲論文、一九九～二〇〇ページ。

(42) M. O'Neill, *op. cit.*, p. 250-251.

(43) R. Falter, *op. cit.*, pp. 184-185.

(44) M. O'Neill, *op. cit.*, p. 251.

(45) R. Falter, *op. cit.*, p. 184.

(46) M. O'Neill, *op. cit.*, p. 251.

(47) *Ibid.*, pp. 248-249, p. 252. 若林、前掲論文、二〇〇ページ。また、津田由美子「ベルギーにおけるエスニシティ紛争の展開――一九七〇年代を中心に――」犬童一男・山口定・馬場康雄・高橋進編『戦後デモクラシーの変容』、岩波書店、一九九一年、一四一～一四三ページ、も参照。

(48) M. O'Neill, *op. cit.*, pp. 252-253. R. Falter, *op. cit.*, p. 187, p. 189. 若林、前掲論文、二〇一ページ。

(49) M. O'Neill, *op. cit.*, pp. 253-254. R. Falter, *op. cit.*, p. 188. E. Lamberts, op. cit., p. 380.

(50) 武居一正解説「ベルギー国憲法」阿部照哉・畑博行編『世界憲法集』第二版(有信堂、一九九八年)三八四ページ。J. G.

Craenen and G. J. Craenen, translation., *Constitution of The Kingdom of Belgium : Coordinated Text of February 17*, 1994, Acco, 1994, p. 7.

(51) 武居解説「ベルギー国憲法」三八九ページ。J. Craenen and G. Craenen, translation, *op. cit.*, pp. 15-16. 若林、前掲論文、一一〇一ページ。

(52) R. Falter, *op. cit.*, pp. 190-191. 三竹、前掲論文、一一八ページ。連邦化後の「共同体」と「地域」について、詳しくは、J. Fitzmaurice, *op. cit.*, pp. 130-134.

(53) Marco Martiniello, "The National Question and the Political Construction of Immigrant Ethnic Community in Belgium", in Alec G. Hargreaves and Jeremy Leaman eds., *Racism, Ethnicity and Politics in Contemporary Europe*, Edward Elgar, 1995, p. 132.

(54) 例えば、A. Kemiräinen, *op. cit.*, p. 46.

(55) M. O'Neill, *op. cit.*, p. 225. M. O'Neill, "Belgium : Language, Ethnicity and Nationality", *Parliamentary Affairs : A Journal of Comparative Politics*, Vol. 53, No. 1, 2000, p. 122. J. Fitzmaurice, *op. cit.*, pp. 148-149. 正躰朝香「EU統合の深化とベルギーの連邦化政策――EUにおける連邦構成体の権限拡大を中心に――」（『日本EU学会年報』第一八号、一九九九年）一四九ページ。

(56) L. Vos "Nationalism, Democracy, and the Belgian State", pp. 86-87.「ネイション」の構成要素については、Anthony D. Smith, *National Identity*, A Penguin Books, 1991, pp. 8-14.（高柳先男訳『ナショナリズムの生命力』晶文社、一九九八年、三〇―四〇ページ）。なお、スミスは「ネイション」を「歴史上の領域、共通の神話と歴史的記憶、大衆的・公的な文化、全構成員に共通の経済、共通の法的権利・義務を共有する、特定の名前のある人間集団」と定義する。つまりスミスは、「ネイション」は文化的共同体であると同時に政治的・経済的共同体でもある、と考えるのである。この点については、A. D. Smith, *op. cit.*, p. 14.（邦訳、三九―四〇ページ）。

(57) A. D. Smith., *The Ethnic Origins of Nations*, Blackwell Publishers, 1986, pp. 22-32.（巣山靖司・高城和義他訳『ネイションとエスニシティ――歴史社会学的考察』名古屋大学出版会、一九九九年、二九―三九ページ）。A. D. Smith, *National Identity*, pp. 21-22.（邦訳、五一―五三ページ）。なお、A・スミスの著書としては、本稿で特に引用した三冊の著書以

外にも次のようなものがある。Anthony D. Smith, *Nationalism and modernism*, Routledgs, 1998. Anthony D. Smith, *Myths and Memories of the Nation*, Oxford University Press, 1999. Anthony D. Smith, *The Nation in history*, University press of New England [for] Brandeis University Press, 2000.

(58) A. D. Smith, *The Ethnic Origins of Nations*, p. 214.（邦訳、二五一ページ）。

(59) 例えば、*The Ethnic Origins of Nations.* の随所に "Ethnic Identity"（エスニックなアイデンティティ）という用語が見られる。

(60) *Ibid.*, pp. 27-28, p. 224.（邦訳、三五、二六四ページ）。

(61) *Ibid.*, p. 156, pp. 166-168.（邦訳、一八四～一八五、一九六～一九八ページ）。

(62) L. Vos, *op. cit.*, p. 87.

(63) A. D. Smith, *op. cit.*, pp. 130-140, p. 212.（邦訳、一五四～一六六ページ、二四九ページ）。A. D. Smith, *National Identity*, pp. 54-61.（邦訳、一〇六～一一六ページ）。「エスニックな核（ethnic cores）」については、*Ibid.*, pp. 37-39.（邦訳、七九～八三ページ）。

(64) L. Vos, *op. cit.*, p. 86.

(65) Edmund A. Aunger, "Regional, national, and official languages in Belgium", *International Journal of the Sociology of Language*, No. 105, 1993, pp. 40-41, pp. 44-45.

(66) *Ibid.*, pp. 36-40. なお、フラマン語とオランダ語は現在ではほとんど同じ言語だが、かつては異なった。一八世紀後半には啓蒙主義の影響の下、ネーデルランド地方で言語の統一・標準化がはかられたものの、オランダ王ウィレム一世はオランダ地域とフラマン地域の間の言語の分裂をはかり、フラマン地域ではオランダ語に近い三つの言語が話されることとなった。フラマン語とはこの三つの言語の総称だった。独立後のベルギーにおいても、一九世紀中頃までは、オランダ語とは異なったフラマン語が使用され、両言語を統一しようという動きは一八六〇年代から本格化した。Kas Deprez "The Language of the Flemings", in K. Deprez and L. Vos eds., *op. cit.*, pp. 96-99. 泉邦寿「ヨーロッパ統合と言語」蝋山・中村編、前掲書、二一六ページ。

(67) Alexander B. Murphy, "Linguistic regionalism and the social construction of space in Belgium", *International Journal of*

the Sociology of Language, No. 105, 1993, pp. 50-51.

(68) *Ibid*, pp. 52-53.

(69) Adrian Hastings, *The Construction of Nationhood : Ethnicity, Religion and Nationalism*, Cambridge University Press, 1997, p. 27.

(70) *Ibid*, p. 3, p. 21.

(71) *Ibid*, p. 12. ヘイスティングズはエスニシティが浸食されないために、またネイションとして独立するためにも、言語の転換が非常に重要だと考える。ヘイスティングズはこの言語の転換において、聖書の普及がもたらす効果など、宗教の役割を重要視する。

(72) *Ibid*, pp. 20-21.

(73) *Ibid*, p. 27. ベルギー（国家に対する）のナショナリズムと植民地との関係については、E. Lamberts, op. cit., p. 346. も参照。

(74) A. Hastings, op. cit.

(75) *Ibid*, pp. 29-30. ヘイスティングズの Nation State の定義については、*Ibid*, p. 3.

(76) *Ibid*, p. 29.

(77) Bart Maddens, Roeland Beerten and Jaak Billiet, "The National Consciousness of the Flemings and the Wallons. An Empirical Investigation", in K. Deprez and L. Vos eds., *op. cit*, pp. 199-202.

(78) *Ibid*, pp. 202-203.

(79) *Ibid*, pp. 206-207.

(80) 三竹、前掲論文、一二一ページ。同「連邦制下の民族対立――ベルギーの言語集団間対立」宮島喬編『現代ヨーロッパ社会論――統合のなかの変容と葛藤』（人文書院、一九九八年）一二九～一三〇ページ。

(81) 同論文、一二九ページ。ベルギーの王制が統合に果たす役割について、詳しくは、三竹直哉、「統合の最後の砦――ベルギーの王制」（駒澤大学『法学論集』五九号、一九九九年）一～二、一〇～一一、一六～一九、一九～二一、二四～二五ページ。また、J. Fitzmaurice, *op. cit*, pp. 83-87. 及び、E. Lamberts, op. cit., p. 381. も参照。「政治危機」とは、フーロン

（一九六三年の新言語法の制定の際、フラマン地域に併合されたフランス語系住民の多い街）をめぐる問題（首長となったフランス語系のアッパールがフランス語使用を強行し地域間の緊張が高まった）で一九八七年に内閣が倒れ、選挙後一〇〇日以上も次の政権が成立しなかった事例である。これについては、J. Fitzmaurice, *op. cit.*, 135-140.

(82) 三竹直哉「連邦制下の民族対立――ベルギーの言語集団間対立」、一三三～一三五ページ。

(83) M. Martiniello, *op. cit.*, pp. 133-135.

(84) J. Fitzmaurice, *op. cit.*, pp. 145-146.

(85) Ali Kazancigil, "A Prospective View on the European Nation State and Unification", in J. Iivonen ed., *op. cit.*, p. 127.

(86) J. Kaplinski, *op. cit*, pp. 114-115.

(87) A. Smith, *National Identity*, p. 174.（邦訳、二九四ページ）。A・スミスのベルギーの状態に対する見方については、Anthony D. Smith, *Nationalism in the Twentieth Century.* アンソニー・D・スミス、巣山靖司監訳『二〇世紀のナショナリズム』、法津文化社、一九九五年、二四三ページ。

(88) A. Kazancigil, *op. cit*, pp. 122-123.

(89) *Ibid*, pp. 123-124. グローバル化に対するEUの対応の具体例については、遠藤乾「重層化する政治空間――ポスト通貨統合の秩序像」（『世界』一九九九年二月号）九八～九九ページ。

(90) A. Kazancigil, *op. cit*, pp. 124-127.

(91) *Ibid*, pp. 127-128.

(92) *Ibid*, p. 126.

(93) こうした点で本稿の議論は、「帝国」の秩序を予測する野田の議論（註(1)を参照）とは異なる。「三空間併存」については、梶田孝道『統合と分裂のヨーロッパ』（岩波書店、一九九三年）四ページ。欧州における「三空間併存」への移行プロセスの具体例については、同書、一〇～四〇ページ。

(94) 若林、前掲論文、二〇五～二〇六ページ。津田由美子「ベルギーのエスニック紛争と連邦制――一九九三年の連邦制への移行に関する一考察――」（『年報政治学　一九九四』、一九九四年）五六ページ。ベルギーの国益はEUの市場統合と利益が一致していたという点については、小久保康之「ベネルックス三国と欧州統合の五〇年」（『日本EU学会年報』第二一号、

二〇〇一年）八八、九三ページ。

(95) Liesbet Hooghe, "Belgian Federalism and the European Community", in Barry Jones and Michael Keating eds., *The European Union and the Regions*, Oxford University Press, 1995, pp. 147-149.

(96) *Ibid*, pp. 155-157. Janet Laible, "Nationalism and a Critique of European Integration : Questions from the Flemish Parties", in Michael Keating and John Mcgarry eds., *Minority Nationalism and the Changing International Order*, Oxford University Press, 2001, pp. 227-228.

(97) 『朝日新聞』一九九一年一二月一三日。

(98) Ken Endo, "The Principle of Subsidiarity : From Johannes Althusius To Jacques Delors", *The Hokkaido Law Review*, Vol. 44, No. 6, 1994, p. 627.

(99) *Ibid*., pp. 642-641.

(100) *Ibid*, pp. 631-628.

(101) *Ibid*, pp. 628-622.

(102) *Ibid*, pp. 613-611.

(103) *Ibid*., pp. 629-628.

(104) A. Smith, *The Ethnic Origins of Nations*, pp. 224-226.（邦訳、二六四～二六六ページ）。

(105) V. Lorwin, "Linguistic Pluralism and Political Tention in Mordern Belgium", pp. 393-394. 栗原、前掲書、一八、二一ページ。梶田「言語紛争の政治化――ベルギーにおける分裂と統合」二三七～二三八ページ。列柱構造が発生してくる一九世紀後半の欧州は、産業化の進展に伴う社会主義運動の発達、世俗化に対するカトリック勢力の反動によって、組織の噴出期とも言える時期にあった。ベルギーの列柱構造もこのような情況下から発生してきた。カトリックと社会主義に着目して簡単にまとめておく。一九世紀後半（特に一八八〇年代）のベルギーでは、自由主義政権の世俗国家政策に対してカトリックが結束を固め、統一カトリック政党の結成によって自由主義に対する政治的優位を確立、政権を奪取した。一方では組織化を進めていた労働運動が、選挙権の拡大に伴って社会主義政党との関係を深めた。カトリック側は社会主義勢力の動きにも対抗して、（特にフラマンの非カトリック系）労働運動、農民、中間層の取り込みをはかり、労働運動ではフラマン主義

者に対する幅広い支持の獲得に成功した（フラマン運動と労働運動は両者とも共通の目的を持った社会闘争であると、カトリックに位置付けられた）。こうした中でカトリックと社会主義の「柱」が形成されていった。一八八〇年代半ば以降、各政治勢力は社会変容への対抗策として社会集団の組織化を進めるが、世紀転換期には社会組織化と政党による支持基盤の拡大が平行して進展する。この点については、津田由美子「ベルギー柱状化に関する一考察――第一次大戦前の組織化過程を中心に――」三〇〇～三〇三、三〇五～三二〇ページ。また、E. Lamberts, op. cit., pp. 327-328, pp.336-342. も参照

(106) V. Lorwin, *op. cit.*, p. 394.

(107) Wilfried Dewachter, "Change in a Particratie: The Belgian Party System from 1944 to 1986", in Hans Daalder ed., *Party Systems in Denmark, Austria, Switzerland, The Netherlands and Belgium*, Frances Pinter, 1987, pp. 297-298.

(108) V. Lorwin, *op. cit.*, p. 411. ローウィンが「仕切られた多元主義の構造は非常に弱まっている」と言っているのは一九七二年の時点である。しかし津田由美子によれば、政党の分裂などが直ちに列柱構造を解体に導いたのではない。一九七〇年代以降のベルギーでは世俗化と福祉国家化が進んで、サヴカルチャーの区別が曖昧になり、イデオロギーによる結束も弱まったものの、列柱社会の解体には向かわなかった。言語・地域利益が出現したことにより政党内の利害は多様化したが、エリートによる利益調整がはかられ、地域主義政党も同様の組織を形成した。八〇年代に入ってもエリートによって、財・サーヴィスの配分という新機能の付与（という方法）によるネットワークの維持がはかられた。しかし近年は人々の意識の変化やシステムに対する信用を失墜させる事態（汚職など）の発生により脱列柱化が進んでいる。津田由美子「ベルギーにおけるエスニシティ紛争の展開――一九七〇年代を中心に――」一三八ページ。同、「ベルギーのエスニック紛争と連邦制――一九九三年の連邦制への移行に関する一考察――」五三～五四ページ。同、「ベルギー」一九二ページ。

(109) Alfred Stepan, "Modern multinational Democracies: transcending a Gellnerian oxymoron", in J. Hall ed., *op. cit.*, pp. 226-227. なおステパーンは、多民族政体においては、議院内閣制の多元主義的側面や、より広範囲の連立を求め、またこれを維持する特性は、真剣に考慮すべき事柄だと考えている。また、多民族政体においては、選挙制度は多数決制よりも比例制の方を採るのがよいと考えている。

(110) A. Smith, *op. cit.*, p. 225.（邦訳、二六五～二六六ページ）。

(111) Charles Taylor, "Nationalism and modernity", in J. Hall ed., *op. cit.*, p. 214. テイラーは「リベラル・ナショナリズム」

の例としてカナダのケベックの「独立主義」を挙げているが、ケベックのナショナリズムは同時に、リベラリズムの憲法的原理とは相容れない「国民」概念を含んだ、欧州の初期のナショナリズムにも該当するとしている。*Ibid.*, pp. 214-215.

(112) *Ibid.*

(113) A. Smith, *National Identity*, p. 176.（邦訳、二九七～二九八ページ）。

(114) A. Stepan, *op. cit.*, p. 220, 222. 但しステパーンは、これら主要な民主主義論者が言おうとしているのは、単一の同質的ハイカルチャーとそれに同化したマジョリティが存在する（いわば「一民族・一国家」の政体である）場合、多民族共同体を民主化しようとする際に生じる問題は協議事項になるのが難しい、ということだとしている。*Ibid.*, pp. 222-223.

(115) *Ibid.*, pp. 223-224, p. 225.

(116) *Ibid.*, p. 228.

(117) *Ibid.*, pp. 229-232.

(118) 津田「ベルギーの柱状化に関する一考察――第一次大戦前の組織化過程を中心に――」三二二ページ。

(119) A・D・スミス、前掲邦訳、二四八ページ

(120) EUの場合、アイデンティティの面でもこうした機能を持ちうると考えられる。EUのような超国家的共同体が、行き所を失った伝統的地域文化にアイデンティティの受け皿を提供し、旧来の国民国家とも調和的に複合するアイデンティティを創り出す可能性を見出しうるのである。こうした例としてウェールズやスコットランドが考えられる。「大英帝国臣民」という共有アイデンティティが失われたことで、「イギリス国民」へのアイデンティファイが難しくなったウェールズやスコットランドの住民に対し、EU（内部ではイギリスもEUを構成する一国民国家になる）が新たな「高次の寄る辺」を提供することが出来る。このようにして、国民国家と地域とのアイデンティティの複合・調和がもたらされるのである。この点については、谷川稔『国民国家とナショナリズム』（山川出版、一九九九年）六〇～六五ページ。